北海道農業土木工事
調査測量設計業務共通仕様書
新　旧　対　照　表

平成 17 年 2 月 14 日設計第 690 号　農政部長通知の一部改正
（積算基準日　令和 8 年 3 月 2 日以降適用）

新　旧　対　照　表

第１編　測量業務共通仕様書

第１章　　総　　則
第２章　　路線測量
第３章　　農道舗装
第４章　　用地測量
第６章　　確定測量
第８章　　海岸保全・調査
付表－１　測量社内検査フロー

改　正

第１章　総　則

１－１　総　則

【省略】

様式１－８　身分証明書等

１．身分証明書交付願

身　分　証　明　書　交　付　願

年　月　日

（支出負担行為担当者）

様

受託者　住所

氏名

業務番号

業 務 名

上記業務の実施に当たり、土地への立入りのため、測量法第 39 条で準用する第 15 条第３項の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。

記

氏　名		所　属		作業名称	作業期間	備　考
		会社名	住　所			
		㈱		基準点測量	． ． ～ ． ．	
【省略】						

注）１　「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。
　　２　「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。
　　３　顔写真の提出については、別途協議による。

【省略】

現　行

第１章　総　則

１－１　総　則

【省略】

様式１－８　身分証明書等

１．身分証明書交付願

身　分　証　明　書　交　付　願

年　月　日

（支出負担行為担当者）

様

受託者　住所

氏名

業務番号

業 務 名

上記業務の実施に当たり、土地への立入りのため、測量法第 39 条で準用する第 15 条第３項の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。

記

氏　名	生年月日	所　属		作業名称	作業期間	備　考
		会社名	住　所			
	． ．	㈱		基準点測量	． ． ～ ． ．	
【省略】						

注）１　「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。
　　２　「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。
　　３　顔写真の提出については、別途協議による。

【省略】

備　考

表内、字句の削除

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行	備　考
第２章　路線測量	**第２章　路線測量**	
２－１　通　　則	**２－１　通　　則**	
【省略】	【省略】	
２－２－14　調査図の作成	**２－２－14　調査図の作成**	
1　平面図	1　平面図	
（1）平面図の図式は、特に指示したもののほか、作業規定付録７公共測量標準図式によるものとし、地形の表現は 1m等高線をもって表すものとする。	（1）平面図の図式は、特に指示したもののほか、作業規定付録７公共測量標準図式によるものとし、地形の表現は 1m等高線をもって表すものとする。	
（2）記載事項の主なるものは次のとおりとする。	（2）記載事項の主なるものは次のとおりとする。	
（a）起終点の市町村名及び字名	（a）起終点の市町村名及び字名	
（b）中心線及び起、終点と 100mごとの測点	（b）中心線及び起、終点と 100mごとの測点	
（c）曲線部は、ＩＰNo のほか、作業規定第５編第２章路線測量第３節線形決定第 640 条による曲線緒元を各ＩＰ付近または曲線表に記入する。	（c）曲線部は、ＩＰNo のほか、作業規定第５編第２章路線測量第３節線形決定第 351 条による曲線緒元を各ＩＰ付近または曲線表に記入する。	字句の改正
（d）トンネル、橋りょう、溝渠、その他主要な構造物の名称延長、幅員。	（d）トンネル、橋りょう、溝渠、その他主要な構造物の名称延長、幅員。	
（e）高圧線、電灯、電話線等の電柱、鉄塔とその番号、方位。	（e）高圧線、電灯、電話線等の電柱、鉄塔とその番号、方位。	
（f）土地の境界、敷地の境界線、地番、所有者名。	（f）土地の境界、敷地の境界線、地番、所有者名。	
（g）支障家屋の用途種別（住、倉、商業等）構造物の表示。	（g）支障家屋の用途種別（住、倉、商業等）構造物の表示。	
（3）その他、参考資料調査 特に指示したもののほか、概ね次の事項について表すものとする。	（3）その他、参考資料調査 特に指示したもののほか、概ね次の事項について表すものとする。	
（a）地表面状況（土崩れ、地すべり等）	（a）地表面状況（土崩れ、地すべり等）	
（b）既設路盤材（現道と重なる部分）	（b）既設路盤材（現道と重なる部分）	
（c）その他、計画上参考となる資料の調査	（c）その他、計画上参考となる資料の調査	
【省略】	【省略】	

改　正	現　行	備　考
第３章　農道舗装 **３－１　通　則** 【省略】 **３－３－11　成果等** 路面性状調査の成果等は、原則として次のとおりとする。 （１）路面性状調査報告書 （２）路面性状データファイル及び道路管理データファイル （３）ひびわれ、わだち掘れ測定記録 （４）縦断凹凸測定記録 （５）現像写真集及び室内状況写真 （６）路面性状調査データ 【省略】	**第３章　農道舗装** **３－１　通　則** 【省略】 **３－３－11　成果等** 路面性状調査の成果等は、原則として次のとおりとする。 （１）路面性状調査報告書 （２）路面性状データファイル及び道路管理データファイル （３）ひびわれ、わだち掘れ測定記録媒体 （４）縦断凹凸測定記録媒体 （５）現像写真集及び室内状況写真 （６）路面性状調査データ 【省略】	 字句の削除 〃

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
第４章　用地測量	**第４章　用地測量**	
４－１　通　　則	**４－１　通　　則**	
【省略】	【省略】	
４－４－４　復元測量	**４－４－４　復元測量**	
復元測量は、作業規程第 689 条及び第 690 条によるものとする。	復元測量は、作業規程第 676 条及び第 677 条によるものとする。	字句の改正
【省略】	【省略】	
４－４－６　境界測量	**４－４－６　境界測量**	
1　用地測量の基準点測量	1　用地測量の基準点測量	
【省略】	【省略】	
2　補助基準点の設置	2　補助基準点の設置	
（1）補助基準点の設置は、作業規程第 694 条ただし書きによるものとする。	（1）補助基準点の設置は、作業規程第 681 条ただし書きによるものとする。	字句の改正
（2）境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、業務担当員の指示により、４級基準点以上の基準点から設置できるものとし、設置の方法は、作業規程第 694 条第３項によるものとする。	（2）境界点を観測するために補助基準点を設置する必要がある場合は、業務担当員の指示により、４級基準点以上の基準点から設置できるものとし、設置の方法は、作業規程第 681 条第３項によるものとする。	〃
3　境界測量	3　境界測量	
（1）４－４－５で確認した各境界点の測量を行うときは、基準点からの放射法によるものとする。	（1）４－４－５で確認した各境界点の測量を行うときは、基準点からの放射法によるものとする。	
（2）観測及び測定の方法は、作業規程第 694 条によるものとする。	（2）観測及び測定の方法は、作業規程第 681 条によるものとする。	〃
【省略】	【省略】	
４－４－７　用地境界仮杭の設置	**４－４－７　用地境界仮杭の設置**	
1　受託者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。	1　受託者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。	
（1）用地境界仮杭の設置位置は原則次の各号のとおりとするものとし、これによりがたい場合は、業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。	（1）用地境界仮杭の設置位置は原則次の各号のとおりとするものとし、これによりがたい場合は、業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。	
【省略】	【省略】	
（4）設置方法は、作業規程第 696 条によるものとする。	（4）設置方法は、作業規程第 683 条によるものとする。	字句の改正
【省略】	【省略】	

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
４－４－８　用地境界杭の設置	**４－４－８　用地境界杭の設置**	
1　受託者は、４－４－７により設置した用地境界仮杭のうち業務担当員の指示により必要とされる点について用地境界杭を設置換えするものとする。	1　受託者は、４－４－７により設置した用地境界仮杭のうち業務担当員の指示により必要とされる点について用地境界杭を設置換えするものとする。	
【省略】	【省略】	
3　設置の方法は作業規程第 697 条の解説と運用によるものとし、中心点が偏心しないように埋設するものとする。	3　設置の方法は作業規程第 684 条の解説と運用によるものとし、中心点が偏心しないように埋設するものとする。	字句の改正
【省略】	【省略】	
４－４－９　境界点間測量	**４－４－９　境界点間測量**	
1　受託者は、４－４－６境界測量、４－４－７用地境界仮杭の設置、４－４－８用地境界杭の設置のそれぞれの業務が終了したときは隣接する境界点間の距離を全辺について測定して精度を確認し、精度管理表に取りまとめるものとする。ただし、用地境界仮杭の設置と用地境界杭の設置を同時期（一発注業務内）に行う場合は、用地境界杭の設置後に行うものとする。	1　受託者は、４－４－６境界測量、４－４－７用地境界仮杭の設置、４－４－８用地境界杭の設置のそれぞれの業務が終了したときは隣接する境界点間の距離を全辺について測定して精度を確認し、精度管理表に取りまとめるものとする。ただし、用地境界仮杭の設置と用地境界杭の設置を同時期（一発注業務内）に行う場合は、用地境界杭の設置後に行うものとする。	
2　測定方法は作業規程第 699 条によるものとする。	2　測定方法は作業規程第 686 条によるものとする。	字句の改正
【省略】	【省略】	
４－７　用地境界杭の単独埋設	**４－７　用地境界杭の単独埋設**	
４－７－１　用地境界杭埋設に対する立会	**４－７－１　用地境界杭埋設に対する立会**	
【省略】	【省略】	
４－７－２　用地境界杭の単独埋設に伴う境界点間測量	**４－７－２　用地境界杭の単独埋設に伴う境界点間測量**	
1　受託者は、用地境界杭を埋設した場合は、新たに設置した用地境界杭の全点間について境界点間測量を行うものとする。	1　受託者は、用地境界杭を埋設した場合は、新たに設置した用地境界杭の全点間について境界点間測量を行うものとする。	
2　測定方法は作業規程第 699 条によるものとする。	2　測定方法は作業規程第 686 条によるものとする。	字句の改正
【省略】	【省略】	

新　旧　対　照　表

改　正

様式－21　現況地目別求積表

※倍横距法及びCADにより算出

現　況　地　目　別　求　積　表

所在	公簿				地目別凡例								所有者	押印欄	備考
	地　番	地　目	地　積	潰地地積	宅　地	田	畑	原　野	山　林	公衆用道路	用悪水路				
市町	612	用悪水路	91	36.22							36.22				
	614-1	田	3718	91.89			91.89								
	616-1	田	38381	336.52		336.52									
	1226	鉄道用地	3334	700.31				472.21			228.1				
	613-1	用悪水路	973	28.62							28.62				
	625	用悪水路	1930	42.49							42.49				
	628	雑種地	56	11.02							11.02				
	1229-2	鉄道用地	452	4.98							4.98		建設省		
	B	道路敷地		117.69						117.69			大蔵省		
			計	1369.74	－	336.52	91.89	472.21	－	117.69	351.43				

※地目欄に現況地目別区分表の該当色を塗る。
※寸法は任意
※用地測量結果現地立会確認書と併せて、当該現況地目別求積方法表の押印欄に土地所有者からの押印を受けるものとする。

【省略】

現　行

様式－21　現況地目別求積表

※デジタルプラニメーターにより算出

現　況　地　目　別　求　積　表

所在	公簿				地目別凡例								所有者	押印欄	備考
	地　番	地　目	地　積	潰地地積	宅　地	田	畑	原　野	山　林	公衆用道路	用悪水路				
市町	612	用悪水路	91	36.22							36.22				
	614-1	田	3718	91.89			91.89								
	616-1	田	38381	336.52		336.52									
	1226	鉄道用地	3334	700.31				472.21			228.1				
	613-1	用悪水路	973	28.62							28.62				
	625	用悪水路	1930	42.49							42.49				
	628	雑種地	56	11.02							11.02				
	1229-2	鉄道用地	452	4.98							4.98		建設省		
	B	道路敷地		117.69						117.69			大蔵省		
			計	1369.74	－	336.52	91.89	472.21	－	117.69	351.43				

※地目欄に現況地目別区分表の該当色を塗る。
※寸法は任意
※用地測量結果現地立会確認書と併せて、当該現況地目別求積方法表の押印欄に土地所有者からの押印を受けるものとする。

【省略】

備　考

字句の改正

新旧対照表

改正	現行	備考
第６章　確定測量 **６－１　確定測量** 【省略】 **６－１－15　閲 覧 等** １　確定測量作業規程第 654 条に規定する仮作図が完成した時は、換地委員会及び換地業務受託団体と協議のうえ、関係権利者に対して仮閲覧を行うものとする。 【省略】 **６－２　分筆測量** **６－２－１　測量の目的** 【省略】 **６－２－５　境界の確認** １　境界の確認とは、現地において一筆ごとに隣接地との境界及び事業の地区界を確認する作業をいう。 【省略】 ５　境界杭が亡失している等の場合、委託者が境界確認に必要があると認める境界点について関係権利者の確認を得て復元測量を行うものとする。復元測量は、確定測量作業規程第 712 条及び第 713 条によるものとする。 【省略】 **６－２－６　境界測量** １　境界測量とは、現地においてＴＳ等を用いて境界点を測定し、その座標値等を求める作業をいう。 ２　境界点の測定は、既設の４級確測基準点等に基づき行い、測定方法等は、確定測量作業規程第 717 条によるものとする。 ３　既設の４級確測基準点等だけでは、境界測量を行うことが困難な場合には、業務担当員の指示により、補助基準点を設置できるものとし、設置の方法は、確定測量作業規程第 649 条によるものとする。 【省略】	**第６章　確定測量** **６－１　確定測量** 【省略】 **６－１－15　閲 覧 等** １　確定測量作業規程第 641 条に規定する仮作図が完成した時は、換地委員会及び換地業務受託団体と協議のうえ、関係権利者に対して仮閲覧を行うものとする。 【省略】 **６－２　分筆測量** **６－２－１　測量の目的** 【省略】 **６－２－５　境界の確認** １　境界の確認とは、現地において一筆ごとに隣接地との境界及び事業の地区界を確認する作業をいう。 【省略】 ５　境界杭が亡失している等の場合、委託者が境界確認に必要があると認める境界点について関係権利者の確認を得て復元測量を行うものとする。復元測量は、確定測量作業規程第 699 条及び第 700 条によるものとする。 【省略】 **６－２－６　境界測量** １　境界測量とは、現地においてＴＳ等を用いて境界点を測定し、その座標値等を求める作業をいう。 ２　境界点の測定は、既設の４級確測基準点等に基づき行い、測定方法等は、確定測量作業規程第 704 条によるものとする。 ３　既設の４級確測基準点等だけでは、境界測量を行うことが困難な場合には、業務担当員の指示により、補助基準点を設置できるものとし、設置の方法は、確定測量作業規程第 636 条によるものとする。 【省略】	字句の改正（6-1-15 第1項） 字句の改正（6-2-5 第5項） 字句の改正（6-2-6 第2項） 〃（6-2-6 第3項）

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行	備　考
６－２－７　用地境界仮杭の設置 １　受託者は、境界測量等の作業が完了し地区界が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。 （１）用地境界仮杭の設置位置は原則次の各号のとおりとするものとし、これによりがたい場合は、業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。 （ａ）仮杭の位置は、６－２－５境界の確認で決定された地番ごとの筆界線と境界線との交点に設置するものとする。 （ｂ）既設境界標が設置されている場合はこれを準用するものとする。 （２）用地境界仮杭の規格は、用地測量杭等形状（仕様書第１編第４章様式－４）によるものとする。 （３）設置方法は、確定測量作業規程第 719 条によるものとする。 【省略】	**６－２－７　用地境界仮杭の設置** １　受託者は、境界測量等の作業が完了し地区界が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。 （１）用地境界仮杭の設置位置は原則次の各号のとおりとするものとし、これによりがたい場合は、業務担当員と協議し、指示を受けるものとする。 （ａ）仮杭の位置は、６－２－５境界の確認で決定された地番ごとの筆界線と境界線との交点に設置するものとする。 （ｂ）既設境界標が設置されている場合はこれを準用するものとする。 （２）用地境界仮杭の規格は、用地測量杭等形状（仕様書第１編第４章様式－４）によるものとする。 （３）設置方法は、確定測量作業規程第 706 条によるものとする。 【省略】	字句の改正
６－２－８　境界点間測量 １　受託者は、６－２－６境界測量、６－２－７用地境界仮杭の設置のそれぞれの業務が終了したときは隣接する境界点間（地区境界との点間を含む。）の距離を全辺について測定して精度を確認し、精度管理表に取りまとめるものとする。 ２　測定方法は、確定測量作業規程第 722 条によるものとする。 【省略】	**６－２－８　境界点間測量** １　受託者は、６－２－６境界測量、６－２－７用地境界仮杭の設置のそれぞれの業務が終了したときは隣接する境界点間（地区境界との点間を含む。）の距離を全辺について測定して精度を確認し、精度管理表に取りまとめるものとする。 ２　測定方法は、確定測量作業規程第 709 条によるものとする。 【省略】	字句の改正

新　旧　対　照　表

改　正

第８章　海外保全・調査

８－１　深浅測量

【省略】

８－１－４　水深測量

１　受託者は、設計図書に定める区域について水深測量を行うものとする。

【省略】

３　測　　深

（１）測深機器

受託者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する機器の性能は、水路測量業務準則施行細則（保水海第 13 号（昭和 58 年４月 27 日）制定、保海沿第 72 号（令和６年８月５日全部改正））を準用するものとする。なお、設計図書に定めがなく、上記＿＿＿＿＿＿により難い場合は、測量に先立ち業務担当員に測深方法の承諾を得るものとする。

［削除］

現　行

第８章　海外保全・調査

８－１　深浅測量

【省略】

８－１－４　水深測量

１　受託者は、設計図書に定める区域について水深測量を行うものとする。

【省略】

３　測　　深

（１）測深機器

受託者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表－１　音響測深機の性能（水深 100ｍ以浅）」に示す性能以上のものとする。なお、設計図書に定めがなく、上記の音響測深機により難い場合は、測量に先立ち業務担当員に測深方法の承諾を得るものとする。

表－１　音響測深の性能（水深 100ｍ以浅）

項　目	性　能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1,500ｍ／s
発振周波数	90～230kHz（水深 31ｍ未満）
	30～230kHz（水深 31ｍ～100ｍ）
送受波器の指向角	半減半角 8°　以下
紙送り速度	20 ㎜／min 以上
最小目盛	0.2ｍ以下
スワス音響測深機（マルチビーム）	
仮定音速度	1,500ｍ／s
発振周波数	200kHz 以上
レンジ分解能	5 ㎝以下
測深ビーム方式	ミルズクロス方式
測深ビーム幅	2 度以下×2 度以下
スワス音響測深機（インターフェロメトリ）	
発振周波数	100～500KHz
レンジ分解能	5cm 以下
仮定音速度	1,500m／s
受信素子数	4 個以上

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が 4 個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

備　考

字句の削除、改正

表の削除

改　正	現　行	備　考

改正

付表－１　測量社内検査フロー

用地測量社内検査フロー

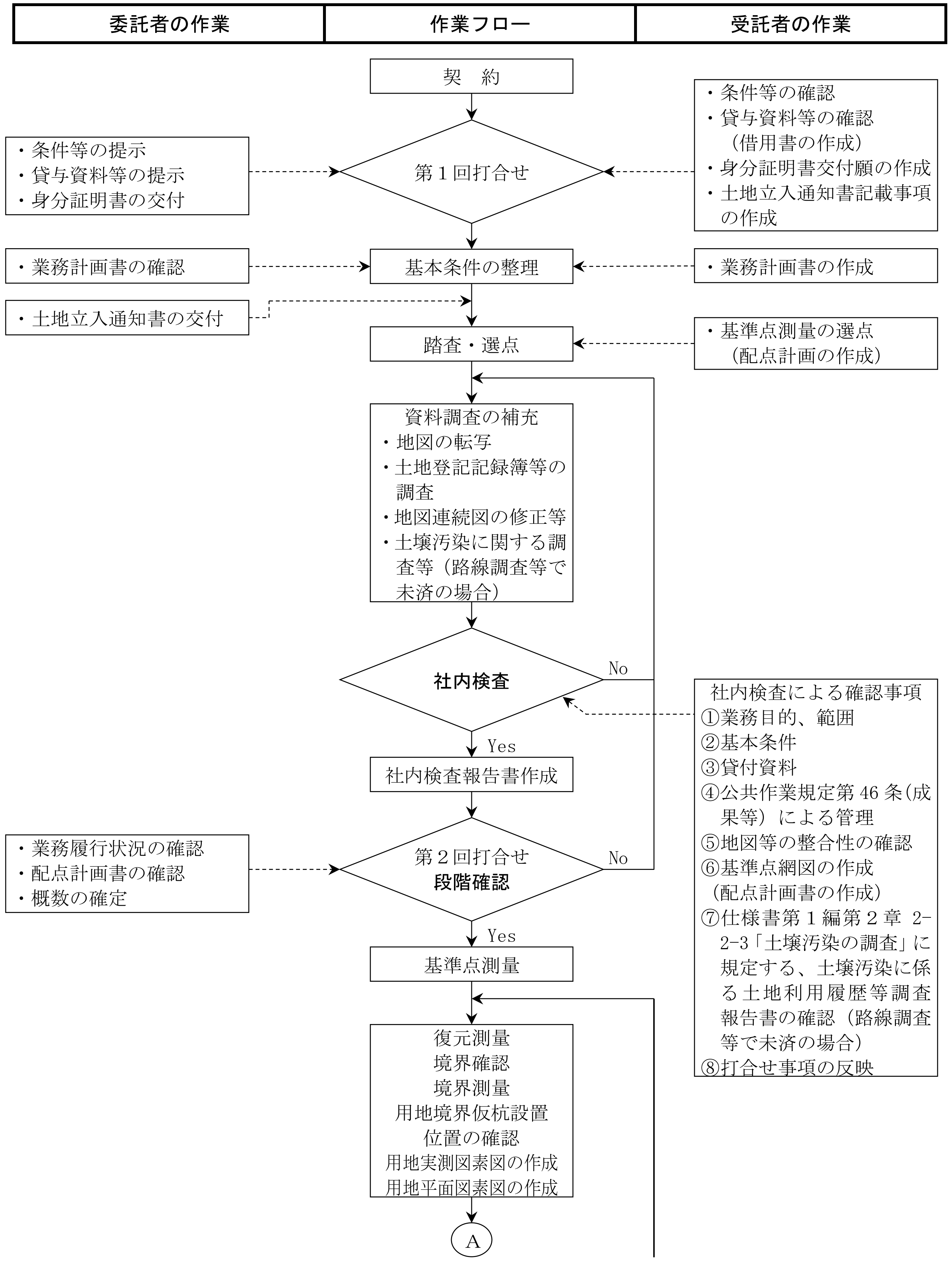

現行

付表－１　測量社内検査フロー

用地測量社内検査フロー

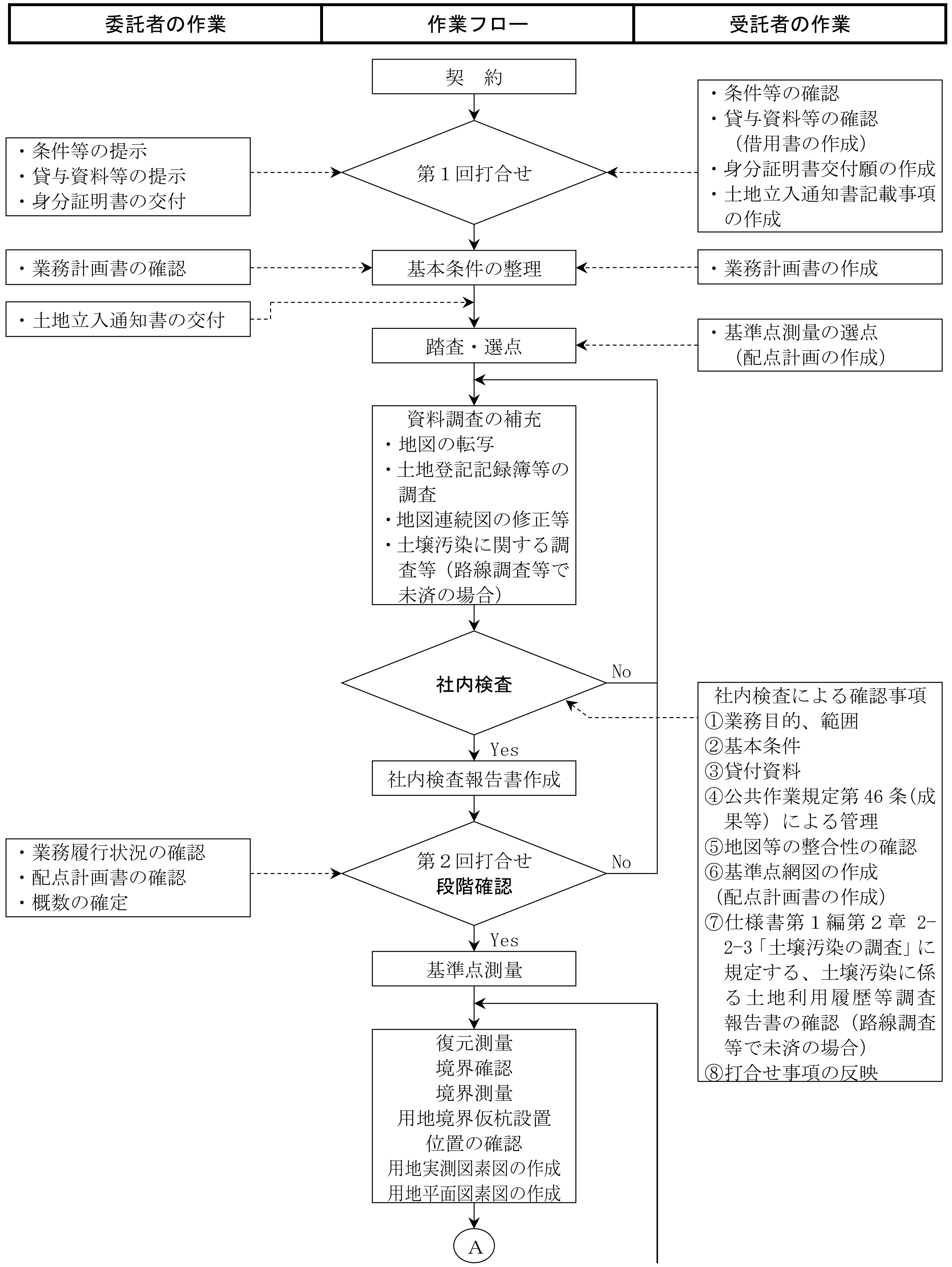

新旧対照表

<table>
<tr><th>改正</th><th>現行</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
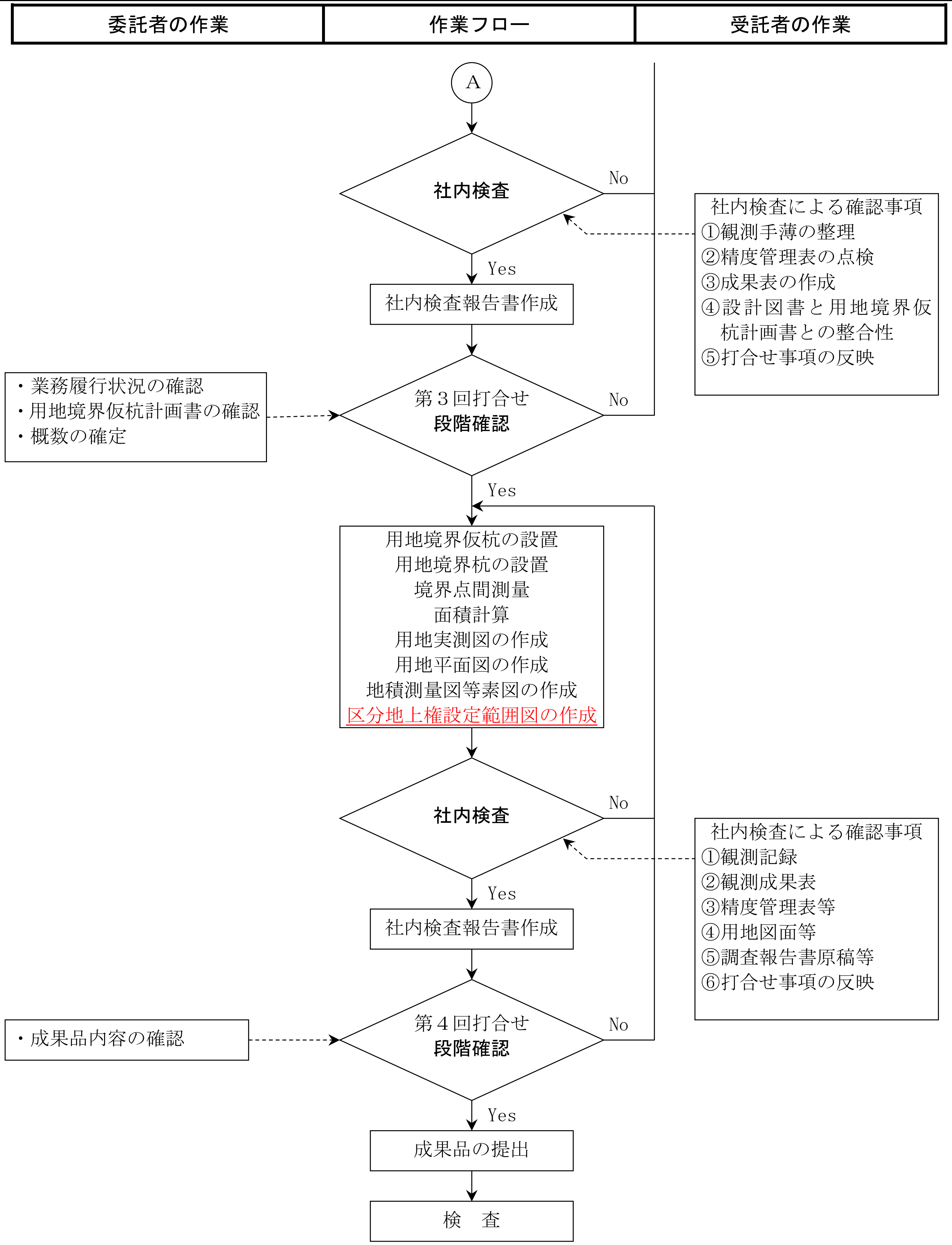

</td>
<td>
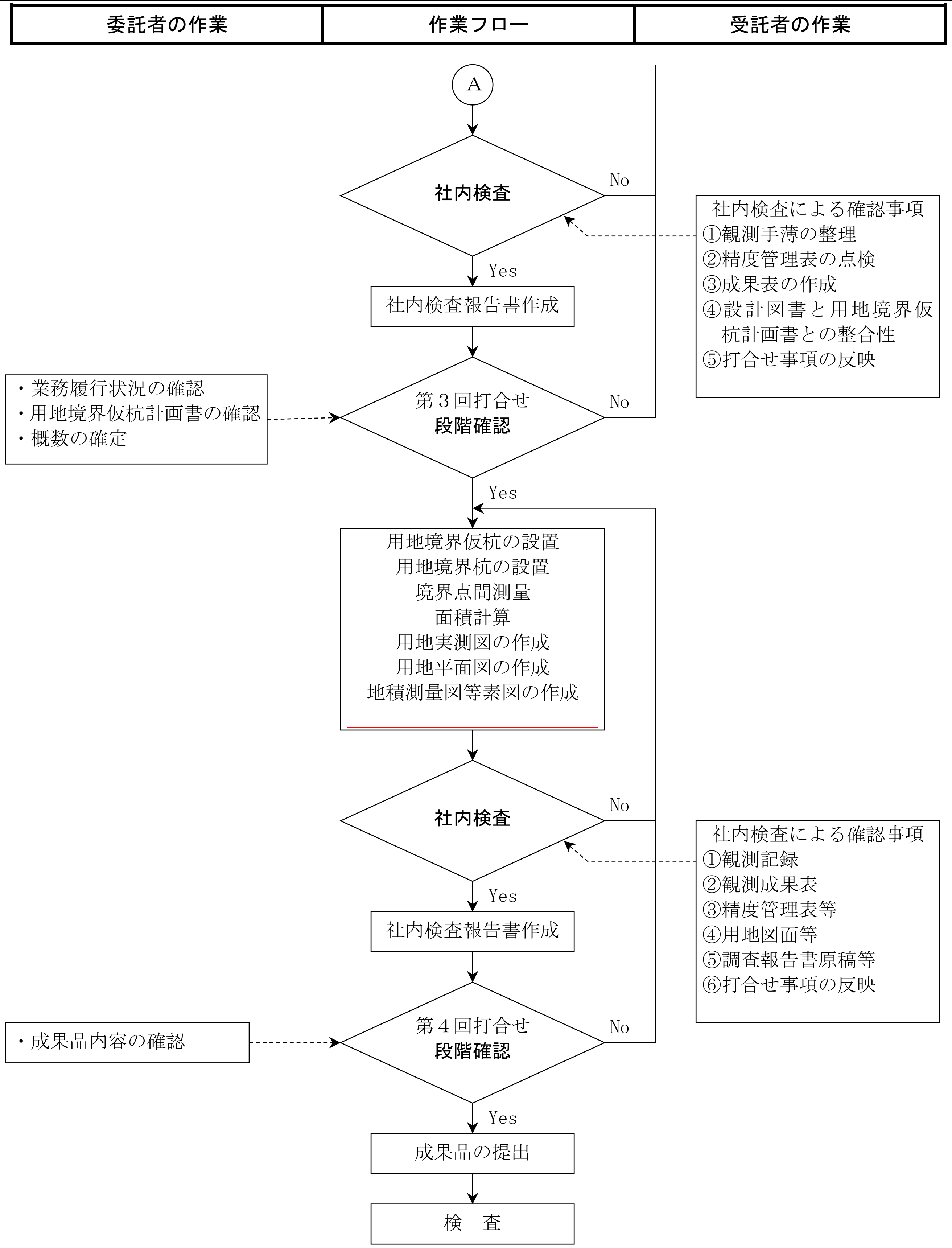

</td>
<td>フロー図内、字句の追加</td>
</tr>
</table>

新　旧　対　照　表

第２編　設計業務共通仕様書

第１章　　総　　則
第 16 章　　建築設計

改正	現行	備考
第１章　総　　則 **１－１　総　　則** 【省略】 **様式－９　身分証明書等** １．身分証明書交付願 身　分　証　明　書　交　付　願 年　　月　　日 （支出負担行為担当者） 様 受託者　住所 氏名 業務番号 業 務 名 上記業務の実施に当たり、土地への立入りのため、　　法第　　条　　の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。 記 <table><tr><td rowspan="2">氏　名</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">所　　属</td><td rowspan="2">作業名称</td><td rowspan="2">作業期間</td><td rowspan="2">備　考</td></tr><tr><td>会社名</td><td>住　所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>．．～．．</td><td></td></tr><tr><td colspan="7">【省略】</td></tr></table> 注）１　「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 ２　「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 ３　顔写真の提出については、別途協議による。	**第１章　総　　則** **１－１　総　　則** 【省略】 **様式－９　身分証明書等** １．身分証明書交付願 身　分　証　明　書　交　付　願 年　　月　　日 （支出負担行為担当者） 様 受託者住所 氏　　名 業務番号 業 務 名 上記業務の実施に当たり、土地への立入りのため、　　法第　　条　　の規定に基づく身分証明書について、次のとおり交付願います。 記 <table><tr><td rowspan="2">氏　名</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2">所　　属</td><td rowspan="2">作業名称</td><td rowspan="2">作業期間</td><td rowspan="2">備　考</td></tr><tr><td>会社名</td><td>住　所</td></tr><tr><td></td><td>．．</td><td></td><td></td><td></td><td>．．～．．</td><td></td></tr><tr><td colspan="7">【省略】</td></tr></table> 注）１　「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 ２　「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 ３　顔写真の提出については、別途協議による。	表内、字句の削除

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行	備　考
２．身分証明書 （表面） 第　　号 身　分　証　明　書 住　所 所　属（会社名） 氏　名 （写真） 上記の者は、北海道が行う公共事業のために、北海道からの委任に基づき、測量または調査に従事する者であることを証明します。 事 業 名 作業地域 有効期限　自　　　　年　　月　　日 至　　　　年　　月　　日 発 行 日　　　　年　　月　　日 発 行 者　住　所 氏　名　　　　　　○○総合振興局長　㊞ （裏面） 本証を携帯し業務を行う者は、次のことを遵守しなければならない。 1　業務を行うに当たっては、本証を携帯し、土地等の権利者から請求があったときは提示しなければならない。 2　業務で知り得た土地等の権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。 3　業務が土地等の権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動は慎まなければならない。 4　他人の土地に入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りではない。 5　宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に入ろうとする場合においては、立入りの際にあらかじめ当該土地の占有者にその旨を告げなければならない。 6　日の出前及び日没後においては、占有者の承認があった場合を除き、土地に立ち入ってはならない。 7　当該調査等に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。 8　本証を紛失または毀損したときは、速やかに発行者に連絡すること。 9　根拠法令　　法第　　条 【省略】	２．身分証明書 （表面） 第　　号 身　分　証　明　書 住　所 所　属（会社名） 氏　名 生年月日 （写真） 上記の者は、北海道が行う公共事業のために、北海道からの委任に基づき、測量または調査に従事する者であることを証明します。 事 業 名 作業地域 有効期限　自　　　　年　　月　　日 至　　　　年　　月　　日 発 行 日　　　　年　　月　　日 発 行 者　住　所 氏　名　　　　　　○○総合振興局長　㊞ （裏面） 本証を携帯し業務を行う者は、次のことを遵守しなければならない。 1　業務を行うに当たっては、本証を携帯し、土地等の権利者から請求があったときは提示しなければならない。 2　業務で知り得た土地等の権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。 3　業務が土地等の権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動は慎まなければならない。 4　他人の土地に入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りではない。 5　宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に入ろうとする場合においては、立入りの際にあらかじめ当該土地の占有者にその旨を告げなければならない。 6　日の出前及び日没後においては、占有者の承認があった場合を除き、土地に立ち入ってはならない。 7　当該調査等に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。 8　本証を紛失または毀損したときは、速やかに発行者に連絡すること。 9　根拠法令　　法第　　条 【省略】	字句の削除

新　旧　対　照　表

<table>
<tr><th>改　正</th><th>現　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>

主要技術基準及び参考資料

業務に適用または準用する関係参考文献を下記の通り示す。尚、これらのほかに参考とすべき資料がある場合は、設計図書により示すものとする。

使用する図書は最新版を使用するものとする。

【省略】

＜土地改良事業計画設計基準・計画　農林水産省農村振興局制定＞

現行基準	発行年	備　考
農業用水（水田）	H22.　7	(社)農業農村工学会
農業用水（水田）参考資料	H20.　3	(社)農業農村工学会
農業用水（畑）	H27.　5	(社)農業農村工学会
農業用水（畑）追補	H20.　3	(社)農業農村工学会
水温水質	S42.　11	(社)農業土木学会
排水	H31.　4	(社)農業農村工学会
河口改良	S42.　11	(社)農業土木学会
農地開発（開畑）	S52.　1	(社)農業土木学会（一部改正：S59.1）
ほ場整備（水田）	H25.　4	(社)農業農村工学会
ほ場整備（畑）	H19.　4	(社)農業農村工学会
暗渠排水	H29.　5	農林水産省農村振興局
土層改良	S59.　1	(社)農業土木学会
農地保全	S54.　7	(社)農業土木学会
水質障害対策	S55.　8	(社)農業土木学会
農道	R６．３	(社)農業農村工学会
農道・追補	H19.　3	(社)農業農村工学会
農地地すべり防止対策	R４．５	農林水産省農村振興局

＜土地改良事業計画設計基準・設計　農林水産省農村振興局制定＞

現行基準	発行年	備　考
ダム	H15.　4	(社)農業土木学会
頭首工	R６．３	(社)農業農村工学会
水路工	H26.　3	(社)農業農村工学会
パイプライン	R３．６	(社)農業農村工学会
水路トンネル	H26.　7	(社)農業農村工学会
ポンプ場	H30.　5	(社)農業農村工学会
農道	R６．３	(社)農業土木学会
海面干拓	S41.　3	(社)農業土木学会
水利アスファルト工（前）	S42.　2	(社)農業土木学会
水利アスファルト工（後）	S45.　6	(社)農業土木学会

【省略】

</td><td>

主要技術基準及び参考資料

業務に適用または準用する関係参考文献を下記の通り示す。尚、これらのほかに参考とすべき資料がある場合は、設計図書により示すものとする。

使用する図書は最新版を使用するものとする。

【省略】

＜土地改良事業計画設計基準・計画　農林水産省農村振興局制定＞

現行基準	発行年	備　考
農業用水（水田）	H22.　7	(社)農業農村工学会
農業用水（水田）参考資料	H20.　3	(社)農業農村工学会
農業用水（畑）	H27.　5	(社)農業農村工学会
農業用水（畑）追補	H20.　3	(社)農業農村工学会
水温水質	S42.　11	(社)農業土木学会
排水	H31.　4	(社)農業農村工学会
河口改良	S42.　11	(社)農業土木学会
農地開発（開畑）	S52.　1	(社)農業土木学会（一部改正：S59.1）
ほ場整備（水田）	H25.　4	(社)農業農村工学会
ほ場整備（畑）	H19.　4	(社)農業農村工学会
暗渠排水	H29.　5	農林水産省農村振興局
土層改良	S59.　1	(社)農業土木学会
農地保全	S54.　7	(社)農業土木学会
水質障害対策	S55.　8	(社)農業土木学会
農道	H13.　8	(社)農業土木学会（一部改正：H17.3）
農道・追補	H19.　3	(社)農業農村工学会
農地地すべり防止対策	R４．５	農林水産省農村振興局

＜土地改良事業計画設計基準・設計　農林水産省農村振興局制定＞

現行基準	発行年	備　考
ダム	H15.　4	(社)農業土木学会
頭首工	H20.　3	(社)農業農村工学会
水路工	H26.　3	(社)農業農村工学会
パイプライン	R３．６	(社)農業農村工学会
水路トンネル	H26.　7	(社)農業農村工学会
ポンプ場	H30.　5	(社)農業農村工学会
農道	H17.　3	(社)農業土木学会
海面干拓	S41.　3	(社)農業土木学会
水利アスファルト工（前）	S42.　2	(社)農業土木学会
水利アスファルト工（後）	S45.　6	(社)農業土木学会

【省略】

</td><td>

表内、字句の改正

表内、字句の改正

</td></tr>
</table>

新　旧　対　照　表

改　正

＜技術指針等　農林水産省農村振興局制定＞

現行基準	発行年	備　考
よりよき設計のためにここがしりたい　Q＆A	H15．4	(社)農業農村整備情報総合センター
よりよき設計のポイント　ポイント（改訂版）	H10．3	(社)農業土木事業協会
「頭首工の魚道」設計指針	H26．3	(社)農業農村工学会
水管理制御方式技術指針		
〇畑地かんがい編	S51．5	(社)農業土木事業協会
〇計画設計編（令和6年10月）	R6．10	農林水産省農村振興局
鋼構造物計画設計技術指針		
〇水門扉編	H21．11	(社)農業土木事業協会
〇小型水門扉（利用の手引き）	H22．9	(社)農業土木事業協会
〇ダム取水・放流設備編	H12．3	(社)農業土木事業協会
〇除塵設備編（改訂版）	H27．8	(社)農業土木事業協会
電気設備計画設計技術指針		
〇高低圧編	R1．9	農林水産省農村振興局
〇特別高圧編	H20．10	(社)農業土木機械化協会
ゴム引布製起伏堰施設技術指針	H19．3	(社)農業土木事業協会
高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	H19．4	(社)農業土木事業協会
バルブ設備計画設計技術指針	H14．8	(社)農業土木事業協会
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	H18．11	(社)農業土木事業協会
土地改良事業設計指針「耐震設計」	H28．5	(社)農業農村工学会

【省略】

＜河川・水路・海岸・ダム＞

図書名	発行年	発行所
〇改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説調査編	H9．10	(社)日本河川協会
〇国土交通省河川砂防技術基準（案）同解説計画編	H17．11	(社)日本河川協会（一部改正：H31.3）
ｏ改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説設計編（Ⅰ・Ⅱ）	H9．10	(社)日本河川協会
ｏ改定解説・河川管理施設等構造令	H12．1	(社)日本河川協会
〇用排水路設計指針	R5．4	農政部事業調整課
〇揚排水ポンプ設備技術基準・同解説	R2．1	河川ポンプ施設技術協会
〇湛水防除事業計画指針	S51．10	農水省構改局防災課
〇海岸保全施設築造基準解説（改訂版）	S62．4	全国海岸協会
〇海岸便覧	H14．3	全国海岸協会
〇仮締切堤設置基準（案）	H26．12	国土交通省河川局
〇鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	H13．5	国土技術研究センター
〇河川水辺の国勢調査　基本調査マニュアル河川版（一部改訂）	H28．1	国土交通省水管理・国土保全局
〇河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアルダム湖版（一部改訂）	H28．1	国土交通省水管理・国土保全局
〇護岸の力学設計法（改訂版）	R5．10	国土技術研究センター
〇海岸保全施設構造例集	S57．3	全国海岸協会
【省略】		
〇ダムの岩盤掘削	H4．4	土木学会
〇寒地フルーム水路設計施工要領	H10．1	北海道開発局農業水産部

【省略】

現　行

＜技術指針等　農林水産省農村振興局制定＞

現行基準	発行年	備　考
よりよき設計のためにここがしりたい　Q＆A	H15．4	(社)農業農村整備情報総合センター
よりよき設計のポイント　ポイント（改訂版）	H10．3	(社)農業土木事業協会
「頭首工の魚道」設計指針	H26．3	(社)農業農村工学会
水管理制御方式技術指針		
〇畑地かんがい編	S51．5	(社)農業土木事業協会
〇計画設計編（改訂版）	H25．11	(社)農業土木機械化協会
鋼構造物計画設計技術指針		
〇水門扉編	H21．11	(社)農業土木事業協会
〇小型水門扉（利用の手引き）	H22．9	(社)農業土木事業協会
〇ダム取水・放流設備編	H12．3	(社)農業土木事業協会
〇除塵設備編（改訂版）	H27．8	(社)農業土木事業協会
電気設備計画設計技術指針		
〇高低圧編	R1．9	農林水産省農村振興局
〇特別高圧編	H20．10	(社)農業土木機械化協会
ゴム引布製起伏堰施設技術指針	H19．3	(社)農業土木事業協会
高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	H19．4	(社)農業土木事業協会
バルブ設備計画設計技術指針	H14．8	(社)農業土木事業協会
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	H18．11	(社)農業土木事業協会
土地改良事業設計指針「耐震設計」	H28．5	(社)農業農村工学会

【省略】

＜河川・水路・海岸・ダム＞

図書名	発行年	発行所
〇改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説調査編	H9．10	(社)日本河川協会
〇国土交通省河川砂防技術基準（案）同解説計画編	H17．11	(社)日本河川協会（一部改正：H31.3）
ｏ改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説設計編（Ⅰ・Ⅱ）	H9．10	(社)日本河川協会
ｏ改定解説・河川管理施設等構造令	H12．1	(社)日本河川協会
〇用排水路設計指針	R5．4	農政部事業調整課
〇揚排水ポンプ設備技術基準・同解説	R2．1	河川ポンプ施設技術協会
〇湛水防除事業計画指針	S51．10	農水省構改局防災課
〇海岸保全施設築造基準解説（改訂版）	S62．4	全国海岸協会
〇海岸便覧	H14．3	全国海岸協会
〇仮締切堤設置基準（案）	H26．12	国土交通省河川局
〇鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	H13．5	国土技術研究センター
〇河川水辺の国勢調査　基本調査マニュアル河川版（一部改訂）	H28．1	国土交通省水管理・国土保全局
〇河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアルダム湖版（一部改訂）	H28．1	国土交通省水管理・国土保全局
〇護岸の力学設計法（改訂版）	H19．11	国土技術研究センター
〇海岸保全施設構造例集	S57．3	全国海岸協会
【省略】		
〇ダムの岩盤掘削	H4．4	土木学会
〇寒地フルーム水路設計施工要領	H10．1	北海道開発局農業水産部

【省略】

備　考

表内、字句の改正（技術指針等）

表内、字句の改正（河川・水路・海岸・ダム）

新　旧　対　照　表

改正 図書名	発行年	発行所	現行 図書名	発行年	発行所	備考
＜道路＞			＜道路＞			
○第七次改訂　道路技術基準通達集 －基準の変遷と通達－	H14．４	国土交通省道路局監修	○第七次改訂　道路技術基準通達集 －基準の変遷と通達－	H14．４	国土交通省道路局監修	表内、字句の削除、改正
○道路構造令の解説と運用　（改訂版）	R３．３	日本道路協会	○道路構造令の解説と運用　（改訂版）	R３．３	日本道路協会	
○建設省制定土木構造物標準設計		(社)全日本建設技術協会	○建設省制定土木構造物標準設計		(社)全日本建設技術協会	
【省略】			【省略】			
○アスファルト混合所便覧（平成８年版）	H８．10	日本道路協会	○アスファルト混合所便覧（平成８年版）	H８．10	日本道路協会	
○舗装調査・試験法便覧	H31．３	日本道路協会	○舗装調査・試験法便覧	H31．３	日本道路協会	
○舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	H７．10	日本道路協会	○舗装試験法便覧別冊(暫定試験方法)	H７．10	日本道路協会	
○道路維持修繕要綱（改訂版）	S53．７	日本道路協会	○道路維持修繕要綱（改訂版）	S53．７	日本道路協会	
○インターロッキングブロック舗装設計施工要領	H29．３	インターロッキングブロック舗装技術協会	○インターロッキングブロック舗装設計施工要領	H29．３	インターロッキングブロック舗装技術協会	
○構内舗装・排水設計基準及び参考資料	H31．４	公共建築協会	○構内舗装・排水設計基準及び参考資料	H31．４	公共建築協会	
○道路橋示方書・同解説（Ⅰ　共通編）	R７．11	日本道路協会	○道路橋示方書・同解説（Ⅰ　共通編）	H29．11	日本道路協会	
○道路橋示方書・同解説（Ⅱ　鋼部材・鋼上部構造編）	R７．11	日本道路協会	○道路橋示方書・同解説（Ⅱ　鋼橋・鋼部材編）	H29．11	日本道路協会	
○道路橋示方書・同解説（Ⅲ　コンクリート部材・コンクリート上部構造編）	R７．11	日本道路協会	○道路橋示方書・同解説（Ⅲ　コンクリート橋・コンクリート部材編）	H29．11	日本道路協会	
○道路橋示方書・同解説（Ⅳ　下部構造編）	R７．11	日本道路協会	○道路橋示方書・同解説（Ⅳ　下部構造編）	H29．11	日本道路協会	
○道路橋示方書・同解説（Ⅴ　上下部接続部編）	R７．11	日本道路協会	○道路橋示方書・同解説（Ⅴ　耐震設計編）	H29．11	日本道路協会	
○鋼道路橋設計便覧	R２．９	日本道路協会	○鋼道路橋設計便覧	R２．９	日本道路協会	
○鋼道路橋施工便覧	R２．９	日本道路協会	○鋼道路橋施工便覧	R２．９	日本道路協会	
○鋼道路橋防食便覧	H26．３	日本道路協会	○鋼道路橋防食便覧	H26．３	日本道路協会	
○道路橋支承便覧	H30．12	日本道路協会	○道路橋支承便覧	H30．12	日本道路協会	
○道路橋支承標準設計（ゴム支承･転がり支承編）	H５．４	日本道路協会	○道路橋支承標準設計（ゴム支承･転がり支承編）	H５．４	日本道路協会	
○道路橋支承標準設計（すべり支承編）	H５．５	日本道路協会	○道路橋支承標準設計（すべり支承編）	H５．５	日本道路協会	
○道路橋伸縮装置便覧	S45．４	日本道路協会	○道路橋伸縮装置便覧	S45．４	日本道路協会	
○鋼構造架設設計施工指針（2024 年版）	R７．１	（公社）土木学会	○鋼構造架設設計施工指針（2012 年版）	H24．５	（公社）土木学会	
○鋼道路橋塗装便覧別冊資料　塗膜劣化程度標準写真集	H２．６	日本道路協会	○鋼道路橋塗装便覧別冊資料　塗膜劣化程度標準写真集	H２．６	日本道路協会	
【省略】			【省略】			
○美しい橋のデザインマニュアル第１集	S57．６	土木学会	○美しい橋のデザインマニュアル第１集	S57．６	土木学会	
○美しい橋のデザインマニュアル第２集	H５．７	土木学会	○美しい橋のデザインマニュアル第２集	H５．７	土木学会	
○視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	S60．９	日本道路協会	○視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	S60．９	日本道路協会	
○2016 年制定トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	H28．８	土木学会	○2016 年制定トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	H28．８	土木学会	
○道路標識ハンドブックⅠ	R６．９	全国道路標識･表示業協会	○道路標識ハンドブックⅠ	R４．１	全国道路標識･表示業協会	
○道路標識ハンドブックⅡ	R６．９	全国道路標識･表示業協会	○道路標識ハンドブックⅡ	R４．１	全国道路標識･表示業協会	
			○道路標識ハンドブックⅢ	R３．３	全国道路標識･表示業協会	
○路面標示ハンドブック（第５版）	H30．11	全国道路標識･表示業協会	○路面標示ハンドブック（第５版）	H30．11	全国道路標識･表示業協会	
○駐車場設計･施工指針同解説	H４．11	日本道路協会	○駐車場設計･施工指針同解説	H４．11	日本道路協会	
○道路環境影響評価技術手法	H25．３	国土技術政策総合研究所、土木研究所	○道路環境影響評価技術手法	H25．３	国土技術政策総合研究所、土木研究所	
○2016 年制定トンネル標準示方書 開削工法・同解説	H28．８	土木学会	○2016 年制定トンネル標準示方書 開削工法・同解説	H28．８	土木学会	
○2016 年制定トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	H28．８	土木学会	○2016 年制定トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	H28．８	土木学会	
○無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工の手引き	H14．６	農業土木事業協会	○無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工の手引き	H14．６	農業土木事業協会	

新　旧　対　照　表

改　正

＜コンクリート＞

図書名	発行年	発行所
○2022 年制定コンクリート標準示方書【設計編】	Ｒ５．３	（公社）土木学会
○2023 年制定コンクリート標準示方書【施工編】	Ｒ５．９	（公社）土木学会
○2023 年制定コンクリート標準示方書【規準編】	Ｒ５．９	土木学会
○2002 年制定コンクリート標準示方書【舗装編】	H14．３	土木学会
○2023 年制定舗装標準示方書	Ｒ５．10	舗装工学委員会
○2023 年制定コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	Ｒ５．９	土木学会
○2023 年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	Ｒ５．３	土木学会
○鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	Ｒ７．１	日本建築学会
○コンクリートポンプ工法施工指針・同解説	H21．12	日本建築学会
○鉄筋コンクリート造建築物の収縮ひび割れ制御設計・施工指針(案)・同解説	Ｒ５．２	日本建築学会
○コンクリート品質の早期判定指針	Ｓ60．３	(社)日本コンクリート工学協会

＜基礎工＞

図書名	発行年	発行所
○建築基礎構造設計指針	Ｒ１．11	日本建築学会
○杭基礎の調査・設計施工から検査まで	H16．７	地盤工学会
○ケーソン工法の調査設計から施工まで（第１回改訂）	Ｓ55．５	土質工学会
○杭基礎設計便覧	Ｒ２．９	日本道路協会
○杭基礎施工便覧	Ｒ２．９	日本道路協会
○鋼管矢板基礎設計施工便覧	Ｒ５．２	日本道路協会

現　行

＜コンクリート＞

図書名	発行年	発行所
○2022 年制定コンクリート標準示方書【設計編】	Ｒ５．３	（公社）土木学会
○2023 年制定コンクリート標準示方書【施工編】	Ｒ５．９	（公社）土木学会
○2023 年制定コンクリート標準示方書【規準編】	Ｒ５．９	土木学会
○2002 年制定コンクリート標準示方書【舗装編】	H14．３	土木学会
○2023 年制定舗装標準示方書	Ｒ５．10	舗装工学委員会
○2023 年制定コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	Ｒ５．９	土木学会
○2023 年制定コンクリート標準示方書【維持管理編】	Ｒ５．３	土木学会
○鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	H30．12	日本建築学会
○コンクリートポンプ工法施工指針・同解説	H21．12	日本建築学会
○鉄筋コンクリート造建築物の収縮ひび割れ制御設計・施工指針(案)・同解説	Ｒ５．２	日本建築学会
○コンクリート品質の早期判定指針	Ｓ60．３	(社)日本コンクリート工学協会

＜基礎工＞

図書名	発行年	発行所
○建築基礎構造設計指針	Ｒ１．11	日本建築学会
○杭基礎の調査・設計施工から検査まで	H16．７	地盤工学会
○ケーソン工法の調査設計から施工まで（第１回改訂）	Ｓ55．５	土質工学会
○杭基礎設計便覧	Ｒ２．９	日本道路協会
○杭基礎施工便覧	Ｒ２．９	日本道路協会
○鋼管矢板基礎設計施工便覧	Ｒ５．２	日本道路協会

備　考

表内、字句の改正

新　旧　対　照　表

改　正

＜その他＞

図書名	発行年	発行所
○汎用耕地化のための技術指針	Ｓ54．６	農業土木学会
○暗渠排水設計指針	Ｒ１．７	農政部事業調整課
○暗渠排水の保全管理型設備の進め方（畑地編）暫定版	Ｈ28．３	農政部農村設計課
○防風網施設設計指針（案）	Ｓ62．３	農地開発部設計課
○土層改良計画指針（案）	Ｈ23．２	農政部農村計画課
○急流水路設計指針（案）	Ｓ62．３	農地開発部設計課
○電気設備計画技術マニュアル特別高圧編	Ｓ55．３	農業土木機械化協会
○アルミニウム合金製水門設計製作指針案	Ｈ28．９	日本アルミニウム協会
○堆肥舎設計指針	Ｈ24．12	農政部事業調整課
○家畜ふん尿利活用施設設計の手引き	Ｈ10．９	農政部設計課
○堆肥化施設設計マニュアル	Ｈ12．10	(社)中央畜産会
○北海道農業土木工事共通仕様書	最新版	農政部事業調整課
○北海道農業土木工事施工管理基準	最新版	農政部事業調整課
○土地改良事業等工事積算基準	最新版	農政部事業調整課
○土地改良事業等委託積算基準	最新版	農政部事業調整課
○工事数量算出要領	最新版	農政部事業調整課
○建設副産物適正処理マニュアル	最新版	農政部事業調整課
○防鹿柵計画設計指針（案）	Ｈ27．６	農政部事業調整課
○道が行う公共事業環境配慮ガイドライン　北海道環境配慮指針［公共事業編］	Ｈ９．２	農政部農地整備課
○環境との調和に配慮した農道の手引き	Ｈ17．10	農政部事業調整課
○環境との調和に配慮した排水路整備の手引き	Ｈ15．７	農政部事業調整課
○農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針	Ｈ19．３	農業土木学会
○農業農村整備事業における景観配慮の手引き	Ｈ19．６	農業土木学会
○農業農村整備事業　設計チェックリスト	Ｒ７．４	(一社)北海道農業土木測量設計協会
○橋梁下部工の配筋要領（橋台、橋脚）	Ｈ26．８	(一社)北海道農業土木測量設計協会
○カルバート・擁壁工の配筋要領（暫定案）	Ｈ27．２	(社)北海道農業土木測量設計協会
○農業農村整備事業測量調査チェックリスト	Ｈ19．４	(社)北海道農業土木測量設計協会
○グランドアンカー設計・施工基準同解説	Ｈ24．５	（公社）地盤工学会
○グランドアンカー施工のための手引書	Ｈ15．５	日本アンカー協会
○薬液注入工法設計施工指針	Ｈ１．６	（一社）日本グラウト協会
○薬液注入工法設計資料	毎年発行	（一社）日本グラウト協会
○薬液注入工積算資料	毎年発行	（一社）日本グラウト協会
○ＪＩＳハンドブック	最新版	（一財）日本規格協会
○建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）	Ｒ１．９	国土交通省
○建設機械施工安全技術指針	Ｈ17．３	国土交通省
○移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	Ｈ12．３	日本建設機械化協会
○日本建設機械要覧	Ｒ７．３	（一社）日本建設機械施工協会
○電気通信施設設計業務共通仕様書	最新版	国土交通省
○コンクリート二次製品の取扱い・検査の手引き	Ｈ29．７	農政部事業調整課

【省略】

現　行

＜その他＞

図書名	発行年	発行所
○汎用耕地化のための技術指針	Ｓ54．６	農業土木学会
○暗渠排水設計指針	Ｒ１．７	農政部事業調整課
○暗渠排水の保全管理型設備の進め方（畑地編）暫定版	Ｈ28．３	農政部農村設計課
○防風網施設設計指針（案）	Ｓ62．３	農地開発部設計課
○土層改良計画指針（案）	Ｈ23．２	農政部農村計画課
○急流水路設計指針（案）	Ｓ62．３	農地開発部設計課
○電気設備計画技術マニュアル特別高圧編	Ｓ55．３	農業土木機械化協会
○アルミニウム合金製水門設計製作指針案	Ｈ28．９	日本アルミニウム協会
○堆肥舎設計指針	Ｈ24．12	農政部事業調整課
○家畜ふん尿利活用施設設計の手引き	Ｈ10．９	農政部設計課
○堆肥化施設設計マニュアル	Ｈ12．10	(社)中央畜産会
○北海道農業土木工事共通仕様書	最新版	農政部事業調整課
○北海道農業土木工事施工管理基準	最新版	農政部事業調整課
○土地改良事業等工事積算基準	最新版	農政部事業調整課
○土地改良事業等委託積算基準	最新版	農政部事業調整課
○工事数量算出要領	最新版	農政部事業調整課
○建設副産物適正処理マニュアル	最新版	農政部事業調整課
○防鹿柵計画設計指針（案）	Ｈ27．６	農政部事業調整課
○道が行う公共事業環境配慮ガイドライン　北海道環境配慮指針［公共事業編］	Ｈ９．２	農政部農地整備課
○環境との調和に配慮した農道の手引き	Ｈ17．10	農政部事業調整課
○環境との調和に配慮した排水路整備の手引き	Ｈ15．７	農政部事業調整課
○農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針	Ｈ19．３	農業土木学会
○農業農村整備事業における景観配慮の手引き	Ｈ19．６	農業土木学会
○農業農村整備事業　設計チェックリスト	Ｒ６．３	(一社)北海道農業土木測量設計協会
○橋梁下部工の配筋要領（橋台、橋脚）	Ｈ26．８	(一社)北海道農業土木測量設計協会
○カルバート・擁壁工の配筋要領（暫定案）	Ｈ27．２	(社)北海道農業土木測量設計協会
○農業農村整備事業測量調査チェックリスト	Ｈ19．４	(社)北海道農業土木測量設計協会
○グランドアンカー設計・施工基準同解説	Ｈ24．５	（公社）地盤工学会
○グランドアンカー施工のための手引書	Ｈ15．５	日本アンカー協会
○薬液注入工法設計施工指針	Ｈ１．６	（一社）日本グラウト協会
○薬液注入工法設計資料	毎年発行	（一社）日本グラウト協会
○薬液注入工積算資料	毎年発行	（一社）日本グラウト協会
○ＪＩＳハンドブック	最新版	（一財）日本規格協会
○建設工事公衆災害防止対策要綱の解説（土木工事編）	Ｒ１．９	国土交通省
○建設機械施工安全技術指針	Ｈ17．３	国土交通省
○移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	Ｈ12．３	日本建設機械化協会
○日本建設機械要覧	Ｈ31．３	（一社）日本建設機械施工協会
○電気通信施設設計業務共通仕様書	最新版	国土交通省
○コンクリート二次製品の取扱い・検査の手引き	Ｈ29．７	農政部事業調整課

【省略】

備　考

表内、字句の改正

改　　　正	現　　　行	備　考
第 16 章　建築設計 16－１　総　　則 【省略】 16－２　設計業務の範囲 16－２－１　設計業務の範囲及び内容 設計業務は、一般業務及び追加業務とし、その範囲及び内容は次に掲げるところによる。 1　一般業務及び追加業務の範囲は特記による。 2　一般業務の内容は、令和６年国土交通省告示第８号別添一第１項に掲げるものを基本とする。 3　追加業務の内容は特記による。 【省略】 16－３　業務の実施 16－３－１　業務の着手 【省略】 16－３－６　提出書類 1　受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を業務担当員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、業務担当員に関する措置請求に係る書類及びその他現場または机上説明の際に指定した書類を除く。 2　受託者から委託者へ提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 3　受託者は、業務担当員と受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するに当っては、情報共有システムを活用することとする。 【省略】	第 16 章　建築設計 16－１　総　　則 【省略】 16－２　設計業務の範囲 16－２－１　設計業務の範囲及び内容 設計業務は、一般業務及び追加業務とし、その範囲及び内容は次に掲げるところによる。 1　一般業務及び追加業務の範囲は特記による。 2　一般業務の内容は、平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一第１項に掲げるものを基本とする。 3　追加業務の内容は特記による。 【省略】 16－３　業務の実施 16－３－１　業務の着手 【省略】 16－３－６　提出書類 1　受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を業務担当員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、業務担当員に関する措置請求に係る書類及びその他現場または机上説明の際に指定した書類を除く。 2　受託者から委託者へ提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 【省略】 16－３－10　建築基準法第 18 条第２項の規定に基づく計画通知書の設計者 1　設計業務の受託者は、建築基準法第 18 条第２項の規定に基づく計画通知の手続き業務を行う際には、計画通知書の設計者欄に、設計を担当した全ての者（再委託者含む）の資格、氏名、建築士事務所名を記載するものとする。 なお、「代表となる設計者」欄は、建築総合及び構造の設計業務の管理技術者または建築士法に定める管理建築士のいずれかとする。	字句の改正 字句の追加 番号、字句の削除 〃

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
16－３－10　設計業務の成果品 1　受託者は、設計業務が完了した時、設計図書に示す成果品を実績報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果品には、設計業務概要、委託期間、業務委託料、当該業務の目的・内容、受託者名（住所・電話番号・ＦＡＸ番号・担当者名を含む）が記載された書類を含むものとする。 2　受託者は、設計図書に定めがある場合または業務担当員の指示する場合で、同意した場合は、委託途中においても成果品を部分引渡しするものとする。 3　国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、業務担当員と協議を行うものとする。 4　成果品には、特定の製品名、製造所名またはこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難い場合には、あらかじめ、業務担当員と協議し、承諾を得る。 5　受託者は、設計図書において電子納品を行うものと指定された業務については、北海道農政部制定の「農業農村整備事業　電子納品運用の手引き（案）【業務編】」に基づき実施しなければならない。	**16－３－11　設計業務の成果品** 1　受託者は、設計業務が完了した時、設計図書に示す成果品を実績報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果品には、設計業務概要、委託期間、業務委託料、当該業務の目的・内容、受託者名（住所・電話番号・ＦＡＸ番号・担当者名を含む）が記載された書類を含むものとする。 2　受託者は、設計図書に定めがある場合または業務担当員の指示する場合で、同意した場合は、委託途中においても成果品を部分引渡しするものとする。 3　成果品において使用する計量単位は、国際単位系（SI 単位）のほか、非 SI 単位を併記することができるものとする。 4　成果品には、特定の製品名、製造所名またはこれらが推定されるような記載をしてはならない。これにより難い場合には、あらかじめ、業務担当員と協議し、承諾を得る。 5　受託者は、設計図書において電子納品を行うものと指定された業務については、北海道農政部制定の「農業農村整備事業　電子納品運用の手引き（案）【業務編】」に基づき実施しなければならない。	番号の改正 字句の改正
16－３－11　貸与品等 【省略】	**16－３－12　貸与品等** 【省略】	番号の改正
16－３－12　関連する法令、条例等の遵守 【省略】	**16－３－13　関連する法令、条例等の遵守** 【省略】	〃
16－３－13　検　査 【省略】	**16－３－14　検　査** 【省略】	〃
16－３－14　修　補 【省略】	**16－３－15　修　補** 【省略】	〃
16－３－15　条件変更等 【省略】	**16－３－16　条件変更等** 【省略】	〃
16－３－16　契約変更 【省略】	**16－３－17　契約変更** 【省略】	〃
16－３－17　委託期間の変更 【省略】	**16－３－18　委託期間の変更** 【省略】	〃
16－３－18　一時中止 【省略】	**16－３－19　一時中止** 【省略】	〃

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
16－３－19　委託者の賠償責任 【省略】	16－３－20　委託者の賠償責任 【省略】	番号の改正
16－３－20　受託者の賠償責任 【省略】	16－３－21　受託者の賠償責任 【省略】	〃
16－３－21　部分使用 【省略】	16－３－22　部分使用 【省略】	〃
16－３－22　再委託 【省略】	16－３－23　再委託 【省略】	〃
16－３－23　特許権等の使用 【省略】	16－３－24　特許権等の使用 【省略】	〃
16－３－24　守秘義務 【省略】	16－３－25　守秘義務 【省略】	〃
16－３－25　履行報告 【省略】	16－３－26　履行報告 【省略】	〃
16－３－26　暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 【省略】	16－３－27　暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応 【省略】	〃
16－３－27　個人情報の取扱い 【省略】	16－３－28　個人情報の取扱い 【省略】	〃
16－３－28　行政情報流出防止対策の強化 【省略】	16－３－29　行政情報流出防止対策の強化 【省略】	〃
16－３－29　環境負荷低減への取組 【省略】	16－３－30　環境負荷低減への取組 【省略】	〃

新　旧　対　照　表

第４編　用地調査業務共通仕様書

第１章　　総　則
第２章　　補償物件調査
第３章　　環境影響調査

新　旧　対　照　表

<table>
<tr><th>改　正</th><th>現　行</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>

第１章　総　則

１－１　総　則

【省略】

１－１－36　個人情報の取扱い

１　受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、または棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

【省略】

第２章　補償物件調査

２－１　通則

【省略】

２－４　建物等の調査

２－４－１　調　査

１　建物等の調査

【省略】

６　木造建物

木造建物〔Ｉ〕の調査は、軸組工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領　別添一の一木造建物調査積算要領〔軸組工法〕（以下「木造建物要領〔軸組工法〕」という。）により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）により行うものとする。

７　木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

８　木造建物〔Ｉ〕から〔Ⅲ〕の実施に当たっては、運用方針第 15 別表第 11 の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

９　木造特殊建物

（１）木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

（２）前項の実施に当たっては、取扱要領第７条の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

</td><td>

第１章　総　則

１－１　総　則

【省略】

１－１－36　個人情報の取扱い

１　受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、または棄損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

【省略】

第２章　補償物件調査

２－１　通則

【省略】

２－４　建物等の調査

２－４－１　調　査

１　建物等の調査

【省略】

６　木造建物

木造建物〔Ｉ〕の調査は、建物要領　別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。

７　木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

８　木造建物〔Ｉ〕から〔Ⅲ〕の実施に当たっては、運用方針第 15 別表第 11 の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

９　木造特殊建物

木造特殊建物の調査は、２－４－１－７及び２－４－１－８を準用するものとする。

</td><td>

字句の削除

字句の削除、改正

字句の改正

番号、字句の追加、改正

番号、字句の追加

</td></tr>
</table>

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
２－４－２　調査書等の作成	**２－４－２　調査書等の作成**	
１　建物等の配置図の作成	１　建物等の配置図の作成	
【省略】	【省略】	
４　木造建物	４　木造建物	
木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、２－４－１－６の調査結果を基に木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより作成するものとする。	木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、２－４－１－６の調査結果を基に木造建物要領により作成するものとする。	字句の改正
５　木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、２－４－１－７の調査結果を基に木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかを準用して作成するものとする。	５　木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、２－４－１－７の調査結果を基に木造建物要領を準用して作成するものとする。	〃
６　木造特殊建物	６　木造特殊建物	
木造特殊建物の図面及び調査書は、２－４－１－９の調査結果を基に木造建物要領〔軸組工法〕を準用して作成するものとする。	木造特殊建物の図面及び調査書は、２－４－１－９の調査結果を基に木造建物要領＿＿＿＿を準用して作成するものとする。	字句の追加
【省略】	【省略】	
２－４－３　算　　定	**２－４－３　算　　定**	
１　移転先の検討	１　移転先の検討	
【省略】	【省略】	
６　木造建物	６　木造建物	
木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに２－４－２－４から２－４－２－５で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれかにより、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。	木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに２－４－２－４から２－４－２－５で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。	字句の改正
なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第２条第３項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第２条第３項のいずれかに定めるところによるものとする。	なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第２条第３項に定めるところによるものとする。	〃
７　木造建物の補償額の算定は、業務担当員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。	７　木造建物の補償額の算定は、業務担当員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。	
８　木造特殊建物	８　木造特殊建物	
木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに２－４－２－６で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。なお、その積算に当たっては、木造建物要領〔軸組工法〕第２条第３項に定めるところによるものとする。	木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに２－４－２－６で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。なお、その積算に当たっては、木造建物要領第２条第３項に定めるところによるものとする。	字句の改正
【省略】	【省略】	

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行	備　考
２－５　営業その他の調査	**２－５　営業その他の調査**	
２－５－１　調　　査	**２－５－１　調　　査**	
1　営業その他の調査	1　営業その他の調査	
2　営業に関する調査 営業に関する調査は、営業補償調査算定要領（令和３年５月 17 日付け施管第 226 号）（以下「営業要領」という。）により行うものとする。	2　営業に関する調査 営業に関する調査は、営業補償調査算定要領（令和３年５月 17 日付け施管第 226 号）（以下「営業要領」という。）により行うものとする。	
3　居住者等に関する調査 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。 （1）氏名、住所（建物番号及び室番号） （2）居住者の家族構成（氏名及び生年月日） （3）住居の占有面積及び使用の状況 （4）居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間 （5）その他必要と認められる事項	3　居住者等に関する調査 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。 （1）氏名、住所（建物番号及び室番号） （2）居住者の家族構成（氏名及び生年月日） （3）住居の占有面積及び使用の状況 （4）居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間 （5）その他必要と認められる事項	
4　居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前項各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。	4　居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前項各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。	
5　前２項の調査は、住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成 30 年４月 10 日付け施管第 54 号）（以下「仮住居要領」という。）、家賃減収補償調査算定要領（平成 30 年４月 10 日付け施管第 55 号）（以下「家賃減収要領」という。）又は借家人補償調査算定要領（平成 30 年４月 10 日付け施管第 56 号）（以下「借家人要領」という。）により行うものとする。	5　前２項の調査は、賃貸借契約書、住民票等により行うものとする。	字句の改正
6　動産に関する調査 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（平成 30 年４月 10 日付け施管第 52 号）（以下「動産要領」という。）により行うものとする。	6　動産に関する調査 動産に関する調査は、動産移転料調査算定要領（平成 30 年４月 10 日付け施管第 52 号）（以下「動産要領」という。）により行うものとする。	
２－５－２　調査書等の作成	**２－５－２　調査書等の作成**	
1　営業に関する調査書 営業に関する調査書は、２－５－１－２の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。	1　営業に関する調査書 営業に関する調査書は、２－５－１－２の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。	
2　居住者に関する調査書 居住者に関する調査書は、２－５－１－３の調査結果を基に居住者調査表（様式２－６）により作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領により作成するものとする。	2　居住者に関する調査書 居住者に関する調査書は、２－５－１－３の調査結果を基に居住者調査表（様式２－６）に所定の事項を記載することにより作成するものとする。	字句の改正
3　動産に関する調査書 動産に関する調査書は、２－５－１－６の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。	3　動産に関する調査書 動産に関する調査書は、２－５－１－６の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。	

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
２－５－３　算　定 １　補償額の算定 営業に関する補償額の算定は、２－５－２で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。 この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の指示を得た上で、行うものとする。 ２　仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、２－５－２－２で作成した資料等を基に仮住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。 ３　動産移転料の算定は、２－５－２―３で作成した調査書を基に動産移転料調査算定要領等運用申し合せ（平成31年４月22日付け施管第157号）（以下「動産申し合せ」という。）により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。 ４　移転雑費の算定は、移転雑費算定要領（平成30年４月10日付け施管第58号）（以下「移転雑費要領」という。）により行うものとする。 ５　建物等の移転等に伴い通常生ずる損失については、必要な項目について業務担当員と協議し動産申し合せにより算定するものとする。 【省略】	**２－５－３　算　定** １　補償額の算定 営業に関する補償額の算定は、２－５－２で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。 この場合において、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の指示を得た上で、行うものとする。 ２　動産移転料の算定は、２－５－２―３で作成した調査書を基に動産移転料調査算定要領等運用申し合せ（平成31年４月22日付け施管第157号）（以下「動産申し合せ」という。）により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。 ３　建物等の移転等に伴い通常生ずる損失については、必要な項目について業務担当員と協議し動産申し合せにより算定するものとする。 【省略】	番号、字句の追加 番号の改正 番号、字句の追加 番号の改正

新　旧　対　照　表

改　正

別紙－1　様式一覧表

【省略】

様式２－６（その２）

居住者等調査表（２）

（借家・借間）	調査者		調査年月日		整理番号	
住所						
氏名又は名称			電話番号			
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地		
世帯主又は法人を代表する者		年　月　日				
		年　月　日				
		年　月　日				
家主氏名		家賃	月　円	権利金敷金	円	
借家面積	㎡	借間面積		住居面積	㎡	
借家・借間契約年月日	年　月　日	契約期間		住民基本台帳、住民票、賃貸借契約書等の有無		
使用状況	入居日　年　月　日	入居期間				
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。					

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番縦とする。

【省略】

現　行

別紙－1　様式一覧表

【省略】

様式２－６（その２）

居住者等調査表（２）

（借家・借間）	調査者		調査年月日		整理番号	
住所						
氏名又は名称			電話番号			
続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先所在地		
世帯主又は法人を代表する者		年　月　日				
		年　月　日				
		年　月　日				
家主氏名		家賃	月　円	権利金敷金	円	
借家面積		借間面積		住居面積	㎡	
借家・借間契約年月日	年　月　日	契約期間		賃貸借契約書住民票等の有無		
使用状況	入居日　年　月　日	入居期間				
備考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、該当欄に記載する。					

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番縦とする。

【省略】

備　考

表内、字句の追加、改正

改　正	現　行	備　考
第３章　環境影響調査	**第３章　環境影響調査**	
３－１　総　則	**３－１　総　則**	
３－１－１　調査の目的	**３－１－１　調査の目的**	
1　北海道農政部所管道営事業の実施に伴い発生する工事振動、騒音、水枯渇等の調査及び工事振動等により発生する建物その他の工作物（以下「建物等」という。）の損害等の事前調査、事後調査、修復の積算に関する資料を作成することを目的とする。	1　北海道農政部所管道営事業の実施に伴い発生する工事振動、騒音、水枯渇等の調査及び工事振動等により発生する建物その他の工作物（以下「建物等」という。）の損害等の事前調査、事後調査、修復の積算に関する資料を作成することを目的とする。	
2　業務の処理については、環境影響調査要領（令和元年(2019 年)12 月 20 日付け施管第 936 号）（以下「環境影響調査要領」という。）及び地盤変動影響調査算定要領（令和元年(2019 年)12 月 20 日付け施管第 935 号）（以下「地盤変動影響調査算定要領」という。）の他この仕様書によるものとする。	2　業務の処理については、環境影響調査要領（令和元年(2019 年)12 月 20 日付け施管第 936 号）（以下「環境影響調査要領」という。）の他この仕様書によるものとする。	字句の追加
【省略】	【省略】	
３－２　事業損失に係る建物等の調査	**３－２　事業損失に係る建物等の調査**	
３－２－１　調　査	**３－２－１　調　査**	
1　調　査 建物等の調査は、環境影響調査要領に基づき行うものとする。	1　調　査 建物等の調査は、環境影響調査要領に基づき行うものとする。	
2　事前調査における一般的事項 事前調査の実施にあたっては、環境影響調査要領に基づき行うものとする。	2　事前調査における一般的事項 事前調査の実施にあたっては、環境影響調査要領に基づき行うものとする。	
3　事前調査における損傷調査 受託者は、前項の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を地盤変動影響調査算定要領に基づき行うものとする。	3　事前調査における損傷調査 受託者は、前項の一般的事項の調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を環境影響調査要領に基づき行うものとする。	字句の改正
4　事後調査における損傷調査 受託者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を３－２－１－３の定めることころにより調査を行うものとする。	4　事後調査における損傷調査 受託者は、事前調査を行った損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、その状態及び程度を３－２－１－３の定めることころにより調査を行うものとする。	
5　事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、地盤変動影響調査算定要領により損傷箇所の調査を行うものとする。	5　事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、環境影響調査要領により損傷箇所の調査を行うものとする。	字句の改正
３－２－２　調査書等の作成	**３－２－２　調査書等の作成**	
1　事前調査書等の作成 受託者は、事前調査を行ったときは地盤変動影響調査算定要領により、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。	1　事前調査書等の作成 受託者は、事前調査を行ったときは環境影響調査要領により、次の各号の事前調査書及び図面を作成するものとする。	字句の改正
（1）調査区域位置図	（1）調査区域位置図	
（2）調査区域平面図	（2）調査区域平面図	
（3）建物等調査一覧表	（3）建物等調査一覧表（様式３－１）	字句の削除
（4）建物等調査書（平面図・立面図等）	（4）建物等調査書（平面図・立面図等）（様式３－２）	字句の削除
（5）損傷調査書	（5）損傷調査書（様式３－３）	字句の削除
（6）写真台帳	（6）写真台帳（様式３－４）	字句の削除
【省略】	【省略】	

改　正	現　行	備　考
３－３　環境調査 **３－３－１　調　査** １　環境調査は、騒音、振動及び井戸の調査をいう。 ２　調査の方法 前項の調査は、環境影響調査要領に基づき次の各号に掲げる調査票を作成するものとする。 （１）騒音測定結果一覧表 （２）振動測定結果一覧表 （３）井戸調査表 **３－４　成果品** 【省略】 ［削除］	**３－３　環境調査** **３－３－１　調　査** １　環境調査は、騒音、振動及び井戸の調査をいう。 ２　調査の方法 前項の調査は、環境影響調査要領に基づき次の各号に掲げる調査票を作成するものとする。 （１）騒音測定結果一覧表（様式３－５） （２）振動測定結果一覧表（様式３－６） （３）井戸調査表（様式３－７） **３－４　成果品** 【省略】 **別表－１　様式一覧表** 様式一覧表（下表）	 字句の削除 字句の削除 字句の削除 字句の削除 表の削除

様式一覧表

様式　No.	名　称	備　考
様式３－１	建物等調査表一覧表	
様式３－２	建物等調査書（平面図・立面図等）	
様式３－３	損傷調査書	
様式３－４	写真台帳	
様式３－５	騒音測定結果一覧表	
様式３－６	振動測定結果一覧表	
様式３－７	井戸調査表	

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行	備　考
［削除］	様式３－１　建物等調査一覧表	表の削除

様式３－１　建物等調査一覧表

建物等調査一覧表

工区		工期		事前調査	調査年月日	年　月　日	担当者		工事担当者		事後調査	調査年月日	年　月　日	担当者	
工事名		請負者			請負者							請負者			

調査番号	建物番号	建物等所在地 建物等所有者	建物等の概要	用途	経過年数	延べ面積	事前調査 損傷の有無	事前調査 損傷の概要	申出年月日 調査年月日	申出に対する調査結果	応急措置の有無	事後調査 損傷の有無	事後調査 損傷の概要	費用負担の要否	備考

注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番横とする。

改　　正	現　　行	備　考
［削除］	様式３－２　建物等調査書（平面図、立面図等）	表の削除

様式３－２　建物等調査書（平面図、立面図等）

建物等調査書（平面図、立面図等）

調査番号		建物番号
所有者		
工種	建物等の概要 事前調査	建物等の概要 事後調査
基礎		
屋根		
外壁		
内壁		
天井		
床		
経過年数		
用途		

事前調査	調査年月日	年　月　日
	請負者	
事後調査	調査年月日	年　月　日
	請負者	

注）用紙の大きさは、原則として日本産業規格Ａ列３番横とする。

改　　　　正	現　　　　行	備　考
[削除]	様式３－３　損傷調査書	表の削除
[削除]	様式３－４　写真台帳	表の削除

様式３－３　損傷調査書

損　傷　調　査　書

調査番号		建物番号		建物等所在地		事前調査	調査年月日	年　月　日
							請負者	
所有者住所		氏名		占有者氏名		事後調査	調査年月日	年　月　日
							請負者	

名称（室名）	事前調査				事後調査		
	各部仕上材	写真番号	損傷の状況	備考	写真番号	損傷の状況	備考

注）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番横とする。

様式３－４　写真台帳

（写真貼付）

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
⊖	

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
⊖	

撮影番号	撮影対象箇所及び損傷名
⊖	

注）撮影番号の記入は、事前調査の場合は上段、事後調査の場合は下段とする。

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考

改正：［削除］

現行：

様式３－５　騒音測定結果一覧表

騒　音　測　定　結　果　一　覧　表

№________

項　目	記　事							測定箇所平面図
調査件名								
調査箇所								
調査年月日								
測定計器名								
測定者氏名								
測定時間	測定点平均値		気象条件				主要騒音原因	
	発生源から 10m	発生源から 30m	天候	気温	風向	風力		
８時（　分から　分）								
９時（　　　）								
10 時（　　　）								
11 時（　　　）								
12 時（　　　）								
13 時（　　　）								
14 時（　　　）								
15 時（　　　）								
16 時（　　　）								
17 時（　　　）								
備　考								

備考：表の削除

改正：［削除］

現行：

様式３－６　振動測定結果一覧表

振　動　測　定　結　果　一　覧　表

№________

項　目	記　事								測定箇所平面図
調査件名									
調査箇所									
調査年月日									
測定計器名									
測定者氏名									
測定時間	測定点平均値			気象条件				主要振動原因	
	発生源	発生源から 10m	発生源から 40m	天候	気温	風向	風力		
８時（　分から　分）									
９時（　　　）									
10 時（　　　）									
11 時（　　　）									
12 時（　　　）									
13 時（　　　）									
14 時（　　　）									
15 時（　　　）									
16 時（　　　）									
17 時（　　　）									
振　動　の　方　向	鉛直動（Z）								
備　考									

備考：表の削除

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行	備　考
［削除］	様式３－７　井戸調査表	表の削除

井　戸　調　査　表

					調 査 者			調査番号	
井戸 №	所　在　地	使 用 者	使用目的		規　格 (径×深)	水 面 調 査		水道の 有　無	備　　考
			飲料	他		調査年月日	水面高（水位）		

新　旧　対　照　表

第６編　施工管理業務仕様書

第１章　　工事数量算定資料等作成業務
第４章　　建築工事監理業務

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
第１章　工事数量算定資料等作成業務 **１－１　総　則** **１－１－１　適用範囲** 【省略】 **１－１－４　提出書類** １　受託者は、委託契約書および仕様書に示す様式により指定期日までに、関係書類を提出しなければならない。 ２　受託者は、業務担当員と受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するに当っては、情報共有システムを活用することとする。 【省略】	**第１章　工事数量算定資料等作成業務** **１－１　総　則** **１－１－１　適用範囲** 【省略】 **１－１－４　提出書類** 受託者は、委託契約書および仕様書に示す様式により指定期日までに、関係書類を提出しなければならない。 【省略】	 番号の追加 番号、字句の追加

新　旧　対　照　表

改正	現行	備考
第４章　建築工事監理業務	**第４章　建築工事監理業務**	
４－１　総　則	**４－１　総　則**	
４－１－１　適用範囲	**４－１－１　適用範囲**	
1　建築工事監理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築工事監理（建築工事、電気設備工事または機械設備工事の工事監理をいうものとし、以下「工事監理業務」という。）の委託に適用する。	1　建築工事監理業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築工事に係る工事監理（建築工事、電気設備工事機械設備工事のそれぞれの工事監理をいう。）の業務（以下「工事監理業務」という。）委託に適用する。	字句の追加、削除、改正
2　設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書の間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（１）から（４）の順序のとおりとする。	2　工事監理仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監理仕様書の間に相違がある場合、工事監理仕様書の優先順位は、次の（１）から（４）の順序のとおりとする。	字句の削除、改正
（１）質問回答書	（１）質問回答書	
（２）現場説明書	（２）現場説明書	
（３）特記仕様書	（３）特記仕様書	
（４）共通仕様書	（４）共通仕様書	
3　受託者は、前項の規定により難い場合または設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、業務担当員と協議するものとする。	3　受託者は、前項の規定により難い場合または工事監理仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、業務担当員と協議するものとする。	字句の改正
４－１－２　用語の定義	**４－１－２　用語の定義**	
共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。	共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。	
	1　「委託者」とは、支出負担行為担当者をいう。	番号、字句の削除
	2　「受託者」とは、工事監理業務の実施に関し、委託者と契約を締結した個人または会社その他の法人をいう。	〃
1　「業務担当員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者または管理技術者に対する指示、承諾または協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、委託者が定める者であり、総括担当員、主任担当員、担当員を総称している。	3　「業務担当員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者または管理技術者に対する指示、承諾または協議等の職務等を行う者で、契約書第８条第１項に定める者である。	番号、字句の削除、改正
2　「検査員」とは、工事監理業務の完了の検査を行う者で、契約書の規定に基づき、委託者が定めた者をいう。	4　「検査員」とは、工事監理業務の完了検査に当って、契約書第 30 条第 2 項の規定に基づき、検査を行う者をいう。	番号、字句の削除、改正
3　「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。	5　「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第９条第１項の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。	番号、字句の削除、改正
4　「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。	6　「対象工事」とは、当該工事監理業務の対象となる工事をいう。	番号の改正
5　「工事監督員」とは、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。		番号、字句の追加
6　「工事の受注者等」とは、対象工事の施工に関し委託者と工事請負契約を締結した者または工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう	7　「受注者等」とは、対象工事の工事請負契約の受注者または工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。	番号、字句の追加、改正
7　「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	8　「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。	番号の改正
	9　「工事監理仕様書」とは、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。	番号、字句の削除
	10　「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称している。	〃

新　旧　対　照　表

改　　　正	現　　　行	備　考
8　「共通仕様書」とは、工事監理業務に共通する事項を定める図書をいう。	11　「共通仕様書」とは、各工事監理業務に共通する事項を定める図書をいう。	番号、字句の削除、改正
9　「特記仕様書」とは、工事監理業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。	12　「特記仕様書」とは、当該工事監理業務の実施に関する明細または特別な事項を定める図書をいう。	〃
10　「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者に対して、委託者が当該工事監理業務の契約条件を説明するための書面をいう。	13　「現場説明書」とは、工事監理業務の入札等に参加する者に対して、委託者が当該工事監理業務の契約条件を説明するための書面をいう。	番号の改正
11　「質問回答書」とは、特記仕様書、共通仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。	14　「質問回答書」とは、仕様書、現場説明書及び現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。	番号、字句の追加、改正
12　「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、委託者から変更または追加した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	15　「図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、委託者が変更または追加した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。	〃
13　「実績報告書」とは、契約書に定める履行の報告に係る報告書をいう。		番号,字句の追加
14　「指示」とは、業務担当員または検査員が受託者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	16　「指示」とは、業務担当員が受託者に対し、工事監理業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	番号、字句の追加、改正
15　「請求」とは、委託者または受託者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。	17　「請求」とは、委託者または受託者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。	番号、字句の削除、追加、改正
16　「通知」とは、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	18　「通知」とは、委託者若しくは業務担当員が受託者に対し、または受託者が委託者若しくは業務担当員に対し、工事監理業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	番号、字句の削除、改正
17　「報告」とは、受託者が委託者または業務担当員若しくは検査員に対し、工事監理業務の遂行に当って調査及び検討した事項について通知することをいう。	19　「報告」とは、受託者が業務担当員に対し、工事監理業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。	番号、字句の追加、改正
18　「承諾」とは、受託者が委託者または業務担当員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、委託者または業務担当員が書面により同意することをいう。	20　「承諾」とは、受託者が業務担当員に対し、書面で申し出た工事監理業務の遂行上必要な事項について、業務担当員が書面により同意することをいう。	番号、字句の追加、改正
	21　「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。	番号,字句の削除
	22　「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。	〃
19　「協議」とは、書面により工事監理業務を遂行する上で必要な事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。	23　「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。	番号,字句の改正
20　「提出」とは、受託者が委託者または業務担当員に対し、工事監理業務に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	24　「提出」とは、受託者が業務担当員に対し、工事監理業務に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	番号、字句の追加、改正
21　「情報共有システム」とは、業務担当員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。	25　「情報共有システム」とは、業務担当員及び受託者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。	番号の改正
22　「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物または情報共有システムで作成された委託帳票をいい、発効年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、電子的手段を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた委託帳票については、署名または押印がなくても有効とする	26　「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物または情報共有システムで作成された委託帳票をいい、発効年月日を記載し、署名または捺印したものを有効とする。ただし、電子的手段を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた委託帳票については、署名または押印がなくても有効とする。	番号,字句の改正
23　「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、業務の完了の確認することをいう。	27　「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、業務の完了の確認することをいう。	番号の改正
24　「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が業務担当員と面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すこと及び工事の受注者等と業務実施上必要な面談等を行うことをいう。	28　「打合せ」とは、工事監理業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が業務担当員等または受注者等と面談により、業務の方針、条件等または設計内容の疑義を正すことをいう。	番号、字句の削除、改正
25　「協力者」とは、受託者が工事監理業務の遂行に当って、その業務の一部を再委託する者をいう。	29　「協力者」とは、受託者が工事監理業務の遂行に当って、その業務の一部を再委託する者をいう。	番号の改正

改　正	現　行	備　考
4－2　工事監理業務の内容	**4－2　工事監理業務の内容**	
工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次による。	工事監理業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。	字句の削除
4－2－1　一般業務の内容	**4－2－1　一般業務の内容**	
一般業務の内容は、令和６年国土交通省告示第８号（以下「告示」という。）別添一第２項に掲げるもののうち、地方自治法に基づく監督業務の一部として委託者が行うものを除いた次の１及び２に掲げる業務とし、受託者は業務担当員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。	受託者は、業務担当員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。	字句の追加、削除
1　工事監理に関する業務	1　工事監理に関する業務	
（1）工事監理方針の説明等	（1）工事監理方針の説明等	
（ア）工事監理方針の説明	（ア）工事監理方針の説明	
当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、業務担当員に提出し、承諾を受ける。	当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、業務担当員に提出し、承諾を受ける。	
（イ）工事監理方法変更の場合の協議	（イ）工事監理方法変更の場合の協議	
当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、業務担当員と協議する。	当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、業務担当員と協議する。	
（2）設計図書の内容の把握	（2）設計図書の内容の把握	
（ア）設計図書の内容の把握	（ア）設計図書の内容の把握	
設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、業務担当員に報告する。	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、業務担当員に報告する。	
（イ）質疑書の検討	（イ）質疑書の検討	
工事の受注者等から対象工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を業務担当員に報告する。	受注者等か工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を業務担当員に報告する。	字句の追加、削除
（3）設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	（3）設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	
（ア）施工図等の検討及び報告	（ア）施工図等の検討及び報告	
①　設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工図（原寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合していると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	①　設計図書の定めにより受注者等が作成し、提出する施工図（原寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合していると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	字句の追加
②　①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	②　①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	
③　②の結果、工事の受注者等が施工図、制作見本、模型、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。	③　②の結果、受注者等が施工図、制作見本、模型、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。	字句の追加
（イ）工事材料、設備機器等の検討及び報告	（イ）工事材料、設備機器等の検討及び報告	
①　設計図書の定めにより工事の受注者等が提案または提出する工事材料、設備機器等（当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事の受注者等に対して事前に指示すべき内容を業務担当員に報告し、提案または提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	①　設計図書の定めにより受注者等が提案または提出する工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、受注者等に対して事前に指示すべき内容を業務担当員に報告し、提案または提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	字句の追加

改　　正	現　　行	備　考
② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	② ①____の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	字句の追加
③ ②の結果、工事の受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案または提出した場合は、①、②の規定を準用する。	③ ②の結果、____受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案または提出した場合は、①、②の規定を準用する。	〃
（４）対象工事と設計図書との照合及び確認 工事の受注者等が行う対象工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法、工事監理チェックリストによる確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。	（４）____工事と設計図書との照合及び確認 ____受注者等が行う____工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法____による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、____受注者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。	〃
（５）対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	（５）____工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	字句の追加
① （４）の結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	① （４）の結果、____工事が設計図書のとおり__実施されていると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	〃
② （４）の結果、対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合には、直ちに、業務担当員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	② （４）の結果、____工事が設計図書のとおり__実施されていないと認められる箇所がある場合、または業務担当員から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	字句の追加、改正
③ 業務担当員から対象工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	____________	番号、字句の追加
④ 工事の受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を業務担当員に報告する。	③ ____受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を業務担当員に報告する。	番号、字句の追加、改正
⑤ ④の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③、④の規定を準用する。	④ ③の結果、修補が適切に__されていないと認められる場合の再修補等の取扱__は、①、②、③____の規定を準用する。	番号、字句の追加、改正
（６）工事監理チェックリストの提出 受託者は業務に係る確認方法、指摘内容、修正内容等を工事監理チェックリストにとりまとめ、業務担当員に提出する。	（６）工事監理チェックリストの提出 受託者は業務に係る確認方法、指摘内容、修正内容等を工事監理チェックリストにとりまとめ、業務担当員に提出する。	
（７）建設工事進ちょく状況報告書の提出 受託者は建設工事が工事工程表どおり進められているかを確認し、その旨を建設工事進ちょく状況報告書にとりまとめ、業務担当員に提出する。ただし、機器製作、工場製作等、工程に大きな進展がない期間については省略できる。	（７）建設工事進ちょく状況報告書の提出 受託者は建設工事が工事工程表どおり進められているかを確認し、その旨を建設工事進ちょく状況報告書にとりまとめ、業務担当員に提出する。____________	字句の追加
（８）業務報告書の提出 対象工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務処理結果報告書及び業務担当員が指示した書類等の整備を行い、業務担当員に提出する。	（８）業務報告書の提出 ____工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、業務処理結果報告書及び業務担当員が指示した書類等の整備を行い、業務担当員に提出する。	字句の追加

新　旧　対　照　表

改　正	現　行	備　考
2　工事監理に関するその他の業務	2　工事監理に関するその他の業務	
（1）工程表の検討及び報告	（1）工程表の検討及び報告	
①　工事請負契約の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	①　工事請負契約の定めにより＿＿＿受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	字句の追加
②　①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対する修正を求めその他必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	②　①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、＿＿＿受注者等に対する修正を求めその他必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	〃
③　②の結果、工事の受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。	③　②の結果、＿＿＿受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。	〃
（2）設計図書に定めのある施工計画書の検討及び報告	（2）設計図書に定めのある施工計画書の検討及び報告	
①　設計図書の定めにより工事の受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施行体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	①　設計図書の定めにより＿＿＿受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施行体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	字句の追加
②　①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事の受注者等に対して修正を求めその他必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	②　①の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、＿＿＿受注者等に対して修正を求めその他必要な措置についてとりまとめ、業務担当員に報告する。	〃
③　②の結果、工事の受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。	③　②の結果、＿＿＿受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、①、②の規定を準用する。	〃
（3）対象工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	（3）＿＿工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	字句の追加
（ア）対象工事と工事請負契約との照合、確認及び報告	（ア）＿＿工事と工事請負契約との照合、確認及び報告	〃
①　工事の受注者等が行う対象工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	①　＿＿＿受注者等が行う＿＿工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、＿＿＿受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を業務担当員に報告する。	〃
②　①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、または業務担当員から適合していない箇所を示された場合には、工事の受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を業務担当員に報告する。	②　①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、または業務担当員から適合していない箇所を示された場合には、＿＿＿受注者等に対して指示すべき事項を検討し、その結果を業務担当員に報告する。	〃
③　工事の受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を業務担当員に報告する。	③　＿＿＿受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を業務担当員に報告する。	〃
④　③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。	④　③の結果、修補が適切に＿されていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②、③の規定を準用する。	〃
（イ）工事請負契約に定められた指示、検査等	（イ）工事請負契約に定められた指示、検査等	
設計図書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を業務担当員に報告する。また工事の受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。	工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を業務担当員に報告する。また＿＿＿受注者等が試験、立会い、＿＿＿審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。	字句の追加、改正
（ウ）対象工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	（ウ）＿＿工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	字句の追加
工事の受注者等の行う対象工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、業務担当員に報告し、業務担当員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。	＿＿＿受注者等の行う＿＿工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、業務担当員に報告し、業務担当員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。	〃

改　　正	現　　行	備　考
（4）関係機関の検査の立会い等	（4）関係機関の検査の立会い等	
建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事の受注者等が作成し、提出する検査記録簿に基づき業務担当員に報告する。	関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、受注者等が作成し、提出する検査記録簿に基づき業務担当員に報告する。	字句の追加
４－２－２　追加業務の内容	４－２－２　追加業務の内容	
追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受託者は業務担当員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。	追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受託者は業務担当員の指示に従い、業務計画書に記載した業務方針に基づいて行うものとする。	
４－３　業務の実施	**４－３　業務の実施**	
４－３－１　業務の着手	４－３－１　業務の着手	
受託者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に工事監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が工事監理業務の実施のため業務担当員との打合せを開始することをいう。	受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後速やかに工事監理業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が工事監理業務の実施のため業務担当員との打合せを開始することをいう。	字句の改正
４－３－２　適用基準等	４－３－２　適用基準等	
1　受託者が、業務を実施するに当り、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記仕様書による。	1　受託者は、業務の実施に当っては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。	字句の追加、改正
2　適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。	2　適用基準等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。	
４－３－３　業務担当員	４－３－３　業務担当員	
1　委託者は、契約書に基づき業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。	1　委託者は、工事監理業務における業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。	字句の改正
2　業務担当員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。	2　業務担当員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。	
3　業務担当員の権限は、契約書に定める事項とする。	3　業務担当員の権限は、契約書第８条第２項に定める事項とする。	字句の削除
4　業務担当員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。	4　業務担当員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、業務担当員が受託者に口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。業務担当員はその指示等を行った後７日以内に書面により受託者にその内容を通知するものとする。	字句の追加、削除、改正
5　業務担当員は、口頭による指示等を行った場合は、７日以内に書面により受託者にその内容を通知するものとする。		番号、字句の追加
４－３－４　管理技術者	４－３－４　管理技術者	
1　受託者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め、委託者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。	1　受託者は、工事監理業務における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。	字句の追加、改正
2　管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。		番号、字句の追加
3　管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。	2　管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。	番号の改正
	3　管理技術者は、受託業務の処理上、適当と認められる国家資格を有する者（建築士等）でなければならない。	番号、字句の削除
4　管理技術者の権限は、契約書に定める事項とする。 ただし、受託者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、委託者に、あらかじめ通知しなければならない。	4　管理技術者に委任できる権限は、契約書第 14 条第２項に定める事項とする。 ただし、受託者が自己の有する権限（契約書第 14 条第３項の規定により行使できないとされた権限を除く。）のうち管理技術者に委任したものがある場合は、あらかじめ委託者に通知するものとする。	字句の削除、追加、改正

改　　正	現　　行	備　考
5　管理技術者は、関連する他の工事監理業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。	5　管理技術者は、業務担当員が指示するところにより、関連する他の工事監理業務の受託者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。	字句の改正
4－3－5　監督員及び工事の受注者等	**4－3－5　監督員及び受注者等**	字句の追加
委託者は、対象工事の工事監督員及び工事の受注者等を受託者に通知するものとする。	委託者は、対象工事の工事監督員及び受注者等を受託者に通知するものとする。	〃
4－3－6　提出書類	**4－3－6　提出書類**	
1　受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を業務担当員を経て、速やかに委託者に提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、業務担当員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。	1　受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を業務担当員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、業務担当員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。	字句の追加、削除
2　受託者が委託者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、業務担当員の指示によるものとする。	2　受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。	字句の追加、削除、改正
3　業務実績情報を登録することが特記仕様書において指定された場合は、登録内容について、あらかじめ業務担当員の承諾を受け、登録されることを証明する資料を確認者に提示し、工事監理業務の完了確認後、速やかに登録の手続きを行うとともに、登録が完了したことを証明する資料を業務担当員に提出しなければならない。		番号、字句の追加
4－3－7　打合せ及び記録	**4－3－7　打合せ及び記録**	
1　工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と業務担当員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合簿）に記録し、相互に確認しなければならない。	1　工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と業務担当員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（打合簿）に記録し、相互に確認しなければならない。	
2　工事監理業務着手時及び設計図書に定める時期において、管理技術者と業務担当員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合簿）に記録し、相互に確認しなければならない。	2　工事監理業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、管理技術者と業務担当員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合簿）に記録し、相互に確認しなければならない。	字句の改正
3　受託者が工事の受注者等と打合せを行う場合には、事前に業務担当員の承諾を受けることとする。また、受託者は工事の受注者等との打合せ内容について書面（打合簿）に記録し、速やかに業務担当員に提出しなければならない。	3　受託者が受注者等と打合せを行う場合には、受託者は受注者等との打合せ内容について書面（打合簿）に記録し、速やかに業務担当員に提出しなければならない。	字句の追加
4－3－8　業務計画書	**4－3－8　業務計画書**	
1　受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、業務担当員に提出しなければならない。	1　受託者は、契約締結後に業務計画書を作成し、業務担当員に提出しなければならない。	字句の追加
2　業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。 （1）業務一般事項 （2）業務工程計画 （3）業務体制 （4）業務方針 上記事項のうち、（2）業務工程計画については、工事の受注者等と十分な打合せを行ったうえで内容を定めなければならない。また、（4）業務方針の内容については、事前に業務担当員の承諾を得なければならない。	2　業務計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。 （1）業務一般事項 （2）業務工程計画 （3）業務体制 （4）業務方針 上記事項のうち、（2）業務工程計画については、対象工事の受注者等と十分な打合せを行ったうえで内容を定めなければならない。また、（4）業務方針の内容については、事前に業務担当員の承諾を得なければならない。	字句の削除
3　受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度業務担当員に変更業務計画書を提出しなければならない。	3　受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度業務担当員に変更業務計画書を提出しなければならない。	
4　業務担当員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。	4　業務担当員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。	

新　旧　対　照　表

改　　正	現　　行	備　考
4－3－9　貸与品等	**4－3－9　貸与品等**	
1　業務の実施に当り、貸与または支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。	1　業務の実施に当り、貸与または支給する図面及び適用基準及び必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記仕様書による。	字句の削除、改正
2　受託者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに業務担当員に返却しなければならない。	2　受託者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに業務担当員に返却しなければならない。	
3　受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。	3　受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。	
4　受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。	4　受託者は、仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。	字句の改正
4－3－10　関係機関への手続き等	**4－3－10　関係機関への手続き等**	
1　受託者は、工事監理業務の実施に当っては、委託者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。	1　受託者は、工事監理業務の実施に当っては、委託者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。	
2　受託者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を業務担当員に報告しなければならない。	2　受託者は、工事監理業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を業務担当員に報告しなければならない。	
3　受託者が、関係機関等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を業務担当員に報告し、必要な協議を行うものとする。	3　受託者が、関係機関等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を業務担当員に報告し、必要な協議を行うものとする。	字句の改正
【省略】	【省略】	
4－3－12　工程管理及び安全確認	**4－3－12　工程管理及び安全確認**	
1　受託者は、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れがあると認められる場合は、速やかに業務担当員に報告するものとする。	1　受託者は、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れがあると認められる場合は、遅滞なく業務担当員に報告するものとする。	字句の改正
2　受託者は、工事現場の安全管理については、関係法規に従い遺漏なく行うよう工事の受注者等に適切に指導し、災害の防止に努めるとともに、必要に応じて消火設備、夜間照明及び避難装置等の設置について指導するものとする。	2　受託者は、工事現場の安全管理については、関係法規に従い遺漏なく行うよう受注者等に適切に指導し、災害の防止に努めるとともに、必要に応じて消火設備、夜間照明及び避難装置等の設置について指導するものとする。	字句の追加
4－3－13　完了確認等	**4－3－13　完了確認等**	
1　受託者は、契約書の規定に基づいて、委託者に対して、実績報告書の提出をもって業務の完了を通知する。	1　受託者は、契約書第30条第1項の規定に基づいて、委託者に対して、実績報告書の提出をもって業務の完了を通知する。	字句の削除
2　受託者は、工事監理業務が完了したときは、検査員の確認を受けなければならない。	2　受託者は、工事監理業務が完了したときは、検査員の確認を受けなければならない。	
3　受託者は、業務の完了確認を受ける場合は、あらかじめ契約図書により義務付けられた業務処理結果報告書並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査員の確認に必要な資料を整備し、業務担当者に提出しておかなければならない。		番号、字句の追加
4　委託者は、工事監理業務の検査員の確認に当っては、あらかじめ、受託者に対して書面をもって確認日を通知するものとする。	3　委託者は、工事監理業務の検査に当っては、あらかじめ、受託者に対して検査日を通知するものとする。	番号、字句の追加、改正
5　検査員は、業務担当員及び管理技術者の立会のうえ、工事監理業務の実施状況について、書類等により確認を行うものとする。なお、書面手続きに電子メール等を利用した場合は、業務担当員が保管した電子データでも確認を行うことができるものとする。	4　検査員は、管理技術者の立会のうえ、工事監理業務の実施状況について、書類等により確認を行うものとする。	番号、字句の追加

改　正	現　行	備　考
４－３－14　再委託	４－３－14　再委託	
1　契約書に定める「主な部分」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託してはならない。	1　契約書第６条第１項に定める「主な部分」とは、工事監理業務等における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。	字句の削除､改正
2　コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約書に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受託者が、この部分を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を得なくともよいものとする。	2　コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は、契約書第６条第３項に定める「軽微な部分」に該当するものとし、受託者が、この部分を第三者に再委託する場合は、委託者の承諾を必要としない。	字句の削除､改正
3　受託者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託に当っては、委託者の承諾を得なければならない。	3　受託者は、第１項及び第２項の規定する業務以外の再委託に当っては、発注者の承諾を得なければならない。	字句の改正
4　受託者は、工事監理業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。 なお、協力者が北海道財務規則第 143 条の規定に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者である場合は、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく、指名停止期間中であってはならない。	4　受託者は、工事監理業務を再委託に付する場合においては、書面により行い、協力者との関係を明確にしておくとともに、協力者に対し工事監理業務の実施について適切な指導及び管理のもとに工事監理を実施しなければならない。 なお、協力者は、北海道財務規則第 143 条の規定に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者である場合は、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく、指名停止期間中であってはならない。	字句の追加、削除、改正
5　受託者は、協力者に対して、工事監理業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。		番号､字句の追加
４－３－15　守秘義務	４－３－15　守秘義務	
受託者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。	受託者は、契約書第１条第５項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。	字句の削除､改正
［削除］	４－３－16　暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応	番号､字句の削除
	1　受託者は、暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は断固としてこれを拒否しなければならない。 また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。	〃
	2　受託者は、前記により、警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を業務担当員に報告しなければならない。	〃
	3　受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、業務担当員と協議するものとする。	〃